

第二十四回国会 参議院内閣委員会会議録第四十一号

昭和三十一年五月十日(木曜日)午前十一時三十分開会

委員の異動

五月十日委員木下源吾君、永岡光治君及び高瀬莊太郎君辞任につき、その補欠として松浦清一君、菊川孝夫君及び島村軍次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 野本 品吉君
富田 重文君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

青柳 秀夫君
井上 清一君
太島 虎藏君
木村篤太郎君
西郷吉之助君
佐藤清一郎君
江田 三郎君
菊川 孝夫君
田畑 金光君
松浦 清一君
吉田 法晴君
梶原 茂嘉君
廣瀬 久忠君

衆議院議員

山崎 巖君
古井 喜實君
吉野 信次君

政府委員
法制局長官 林 修三君

法制局長 高辻 正巳君
事務局側
常任委員 杉田正二郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選
○憲法調査会法案(衆議院提出)

○委員長(青木一男君) ただいまより委員会を開きます。

委員変更について御通知いたします。本日、高瀬莊太郎君、木下源吾君、永岡光治君が辞任されまして、その補欠に島村軍次君、松浦清一君、菊川孝夫君が選任されました。

理事の補欠互選に際してお諮りいたします。島村軍次君の委員辞任に伴って理事が一名欠員となっておりますので、理事の補欠互選を行います。

この互選の方法は、成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それでは私から島村軍次君を理事に指名いたします。

○委員長(青木一男君) 憲法調査会法案を議題として質疑を行います。

○吉田法晴君 ちよつと議事進行について委員長にお伺いをしたい。これは委員長が更迭されて直後、希望として申し述べておきましたが、基地問題に関連をいたしまして、政府の答

弁があることになって、自來もう一カ月が過ぎました。それから政府の方の、五つの飛行場の拡張のために、土地の強制収用も辞さない、こういう新聞記事が出てきて、きょうは二週間の猶予期間が切れようとしておるのであります。その間、穏やかにありますが、委員長にもお願いし、あるいは理事を通じてお願いをして、それは適當な機会にその機会を作ろうと、こういう話であつたよりでありまして、けれども、なお今日に至るも答弁あるいはこれについて質疑をする、委員会において質疑をする機会が与えられていない。どういふ工合になつておるのか、委員長に伺いたい。

○委員長(青木一男君) お答えいたします。この問題は吉田君からお話があり、また千葉理事からも御要望がありました。委員長みずから、出席を要求されておる大臣にもその旨は直ちに伝えて、日取り等打合せ中でございまして、従つてなるべく近い機会に御要望に沿う考えでございします。

○吉田法晴君 なるべく近い機会と申しましたが、これはやつぱり多少時期があります。たとえば、それは二週間なら二週間の期間というものを切られたいということもあり、それで答弁の責任を負つたのは不動産部長ですけれども、それは不動産部長じゃなくて、調達庁長官から答弁があるべきかと思ひますけれども、大臣の出席の点もございまして、適当な機会にということでは、大へん迷惑であります。これは委員会なら委員会としても、委員会において答弁をすると言つても、一カ月も過ぎ、委員長が着任になつて、更迭されてからその直後にも、直後と言ひますか、まあ直後にもお願いをして、了承を得ていることですから、すみやかに一つ、時間等については私も十分考慮いたしますから、実現するようにお取り運びをお願いしたいと思います。

○委員長(青木一男君) 承知いたしました。

○松浦清一君 今日政府委員の方はどなたとどなたですか。

○委員長(青木一男君) 政府委員は、法制局長が見えておりますから……。

○松浦清一君 憲法調査会法案が国会に提案をされて、衆議院、参議院の今までの質疑応答の経過、私は速記録その他についてずっと経過を調べて参りましたのですが、その審査のあとをたどつて見ますと、憲法調査会を設置するといふことは、現行憲法の中に、改正する点があるかどうかといふことを調べるために調査会を設置するんだといふ、そういうふうな見解と、また憲法改正をするんだといふ目的を先にきめて、そして調査会で改正すべき点についての案をもつてきて、そしてそれを調べて行くんだというふうな、二つの見解が交錯して、質問した人、あるいは答弁した人の中から述べられてきているのですが、私、今日質問をするに当たっては、これは調査会を設置するといふ目的についての態度ですね、提案をされた側の態度というものは

を明確にお示しを願つて、それから御質問をいたしたいと思ひますが、これはどういふことなんでしょうか。今の憲法を改正する必要があると、そういうことを考えて調査会を設置しようとするのか。それとも改正をする点があるかどうかと、こういうことを調べるために調査会を設置するのか。これはどういふことなんでしょうか。それがこの法案の審議に當つての基本的な問題になるかと思ひるので、その点をまず承りたい。

○衆議院議員(山崎巖君) ただいまの松浦さんの御質問に對しましてお答えを申し上げます。今度提案をいたしております、内閣に憲法調査会を設置するといふこの調査会の目的、使命でございします。これは當委員会でも、他の委員の方の御質問にお答えを申し上げましたように、現行憲法の改正の要否、すなわち改正する必要があるかどうかといふことから、もしも改正の必要ありとするならば、どういふ点を検討を要するかといふような使命を持っています。ただ、わが自由民主党におきましては、松浦さんも御承知のように、自民党の新政策におきまして、憲法改正といふ問題を取り上げて、政策として天下に公表いたしております。従ひましてわが党といつたしましては、改正をやりたいという政策を持っていることも、これまた、いふまでもない事実であります。しかしながら憲法の問題は申すまでもなく非常に重大な問題でありまして、慎重の上にも慎重を

期すべき事柄であらうと思います。そういう点から考えまして、憲法の問題は、一党一派で決して結論を出して、これを押しつづけると申しまするか、そういう問題とはこれは本質的に違いがあると思うのであります。そういう意味で今回内閣に調査会を設けていただきまして、その調査会において独自の、新たな観点から、新たな立場に立つて、憲法改正の要否、並びに改正を必要とするならば、どういふ点を改正するかという御検討をいただくと、こういうことでこの調査会法案を提出をいたしているような次第でございます。

○松浦清一君 吉野國務大臣にお伺いしますが、ただいまの山崎さんの説明によりますと、自由民主党としては、憲法改正をすべきだという態度を決定しておるが、憲法改正が一党の方針のもとに行われるべきでないので、内閣に調査会を設けて、そこで改正する必要があるかどうかということを調べるのだという、自由民主党の態度としてはこれでわかりました。自由民主党のその態度と、現在の内閣の考え方とは一致しておるでしょうか、それとも全然別個の考えでおられるのでしょうか、その点をちよつと伺いたい。

○國務大臣(吉野信次君) どういうことになりますか、政府としては、具体的にどの条項をどう改正するかという考えは一つも持っていないのです。それでですから、ただこの憲法というものの全体の条章にわたって再検討をいたしたいと、こういうことでございまして、その点については、一部の方とて、考えが一致するわけでありまして。ただ改正点はどうかということが党の政策

に揭げておるといふことでございますから、その具体的条項をどうするかということは、政府としてはまだ白紙の状態であつて、何らの意見もございません。

○松浦清一君　ここに私の手元にあります、二月二十三日に提案説明が行われたその説明の内容を見てみますと、「現行憲法が昭和二十一年占領の初期において、連合国最高司令官の要請に基ききわめて短期間に立案制定せられたものであり、真に國民の自由意思によるものにあらざることは否定しがたき事実であります。」これは自由民主党の提案をされた側の態度ですね。それから「さらにまた過去約九十年におけるこれが実施の経験にかんがみまして、わが国情に照し種々検討を要すべき点の存することも、これを認めなければならぬ」と存するのであります。と、こういう説明がなされているわけなんです。こういう自由民主党の提案をされた側の説明の態度というのは、山崎さんから今説明がありましたように、改正をしなければならぬ、する必要があるという方針をまず決定してかかっておるわけです。そうしてこの委員会では審査するに当っては、政府側それから提案者側、両方御出席になつて答弁をしておられるわけですね。そこで吉野國務大臣に伺いたいののは、こういう説明の要旨でこういう法案を出してきた、憲法を改正する必要があるという目的をきめた自由民主党の態度を、政府側としては肯定をされる、それはもつともだと、そういう観点に立つておられると思うのですが、それは間違ひございませんか。

○國務大臣(吉野信次君) その点になりますと、もう少し何といひますか、精密に考えを述べた方がよろしいかかと思ひますが、今のお話の通り、提案者の方はこの二つの理由を掲げてあります。何か自由でないといふことですね、もう一つは、過去の九力年の実施の経過に及んで改正をすべき点があると、こゝういふふうに書いてある、その二つの理由ですが、私どもの考えは、精密にいへば、その二つの方に、どちらに重きを置くかといふことについて、私は多少軽重があると思ひます。私どもの考えますのは、主として重きを置くのは第一点でございます。これを総理は、押しつけといふような、あるいは占領下において、占領司令部の強力な指示ですか示唆ですか、そゝういったような言葉を使つておるよりです、が、これも何といふか、まあ法律的

といふことでもございませうけれども、別な表現をすれば、完全な主権を回復してないといふことなんです。ね、完全な主権を回復してないときに、国家の基本たる憲法というものが日本では制定されたのでありますから、それがもう、これはできてしまつたのでいたし方がないのですが、しかしそれが、内容がどうあるうとも、完全な主権を一体回復しないときに、国の基本法たる憲法というものを改正することがいいか悪いかといふことは、一つの議論になり得ると思います。国によつては、それでありますから、内容は近代の憲法に共通な原則を掲げておりまして、完全な主権を回復しないゆえをもつて憲法等は制定しないといふ国柄は、御承知の通りあるわけであります。これは一つの私は見

識だろうと思います。その見識についてのとかくの当否のことをここで論ずるわけではございませんけれども、とにかく完全な主権を回復していない、こういう成立の経過がございまして、それに加うるに、施行の九九年の間に於いて、いろいろ改正というものの問題点があるわけでございますから、その方は、私としては、政府としては、具体的にどうだこうだという改正の要点については、全く白紙であつて、検討はしていないのであります。しかしながら、それですから、前の方の、完全な主権を回復していない、こういうときに制定をせられたる憲法でありますから、今日そのことを振り返つてみて、全般にわたつてもう一度再検討をする方がよろしかろう、こういう意見には政府は賛成をしておるわけであります。

○松浦清一君 私の尋ねておる焦点点といふのは、自由民主党の憲法改正を目的とした憲法調査会を設置しようという考えと、それから政府の態度とは、同じものであるか、別のものであるか、こゝういふことなんです、要約していふと。今あなたの御答弁によりますと、国の主権がわが国に属しておらない間にできた憲法であるから検討を加えなければならぬという点については、自由民主党の態度と一致した見解を持っておる、こゝういふお話です。それは今までしばしば鳩山総理大臣が、憲法改正の必要があるというようなことを、ある人は失言といい、ある人は失言でないといふけれども、とにかくそういう意思を表明されたことがあるわけでありました。それから清瀬文部大臣が、今の憲法はマッカーサーからもらった

憲法だから改正する必要があるというよりなことを表明されたこともあるわけですね。鳩山総理の、憲法改正の要があるという発言、それから清瀨文部大臣の、マッカーサーからもらった憲法だから改正する必要があるという見解、その見解と、現在憲法担任になられたあなたの見解とは、全然変らなない、だから日本に主権がなかったときの占領時代に制定をされた憲法だから改正をしなければならぬという、その考え方には変りがないわけですね、一貫して。

○國務大臣(吉野信次君) 言葉は、私は主権がないということとは申し上げてない。完全な主権を回復していないというのを申し上げた。主権があるかどうか、またそこに國際法上か何かしらぬが、議論が起りますから、そこは私は主権がないというよりなことは申していないということだけは御了承願いたいと思います。それで、ただこれは私の表現ですが、通俗に、あるいはマッカーサーから押しつけられたとか何とかいうことを申しますが、これはどういう意味かということとをせんに話めれば、私は結局完全な主権を回復していないということに歸するのだらうと思います。同じことだらうと思います。ただ通俗の、人によつての表現の仕方が違ふだけでございますから、その意味において、そういうことでありますが、それだから、さかのぼつてそれがいいとか悪いとかいう当否のことは、私は過ぎたことでございますから論じないのです。ただそういう成立の経過でございますから、完全に主権を回復した今日、これに対して再検討を加えるということとはよろしいであらう。

う。その意味においては提案者の方の意見と全然一致しておると申してよろしいと思ひます。ただこまかいことですけれども、加うるに過去九年間の実施の状況がどうかという具体的問題になりますと、政府としてはそこは全く白紙でございまして、改正しなければならぬというか、あるいは改正する必要がないのか、そこは一に検討の結果によつてきまるのでございまして、その点については若干精細に掘り下げますと、その重きを置く気持ちが違ふといへば違ふだらう。しかし大勢の大体の常識論としては、別にその間に大した食い違ひはないものと御了承下すつて差しつかえないのではないかと思ひます。

○松浦清一君 先ほど提案理由の説明にも読み上げましたその内容に二通りあつて、その前段については吉野国務大臣は肯定をなさる。それからその次の九九年の経験にかんがみて改正する必要があるということを自由民主党としては断定しておるわけですね。その点については必ずしも一致しない、こゝろおっしゃる、そう了解してよろしいですか。

○国務大臣(吉野信次君) 大体政府としてはそう御了解願つてもいいと思ひます。ただ私も途中からでございまして何でございまして、衆議院におきまして、総理としては、総理の御見解として、こゝろの点、あゝいゝ点といふ、一つの具体的に改正を要するとはつきり言つたかどうかわかりませんが、そういう御見解も述べておられるところであります、私の承知しておる正の問題については、(分けてゐるのは

どうか)と呼ぶ者あり)具体的にどれを改正するか、それを改正してはならぬといふようなことは承知しております。それから、そういうふうに御了承願ひたいと思ひます。(江田三郎君「総理とはそういう権威のないものになるのか」と述べ、「これはおかしいな」と呼ぶ者あり)

○松浦清一君 鳩山総理は憲法改正の要ありといふことを話をされたことは、何日のどの委員会でも述べられたかといふことは調べませんが、その手間がかかるから調べませんが、そのことを言つたことははつきりしております。間違ひない。清瀬文部大臣も、マッカーサーからもらつた憲法だからといふことは断定しておりましたから、マッカーサーからもらつた憲法は改正しなければならぬといふ、後段の説明は十分されていなかったかもしませんけれども、とにかく日本の、今あなたのおっしゃる、いわゆる主権を回復させる間にできた憲法は改正しなければならぬといふ、そういう意味が含まれておつた発言だといふことは間違ひないわけですね。今あなたのおっしゃることは、改正する必要があるのかといふことは、主権の回復しない前にできた憲法であるといふことは肯定せられるけれども、後段の方については別に決定しておるわけではな

い、こゝろおっしゃるわけですね。そうすると、鳩山総理とそれから清瀬文部大臣との見解は、言葉の表現の仕方は違ひけれども、その目的は一致してゐると思ひます。あなたの今おっしゃられた見解は、ちよつとそれと違ひのようですが、その点はどういふことなんでしょうか。

○国務大臣(吉野信次君) 総理なり清瀬さんは有力なる自民党の議員でもあらせられますから、その議員として、党員としてといひますか、個人的の御意見として、(吉田法晴君「そんなことはないよ」と述べ)「そういう発言はされたかと思ひます。ただ私の申し上げたのは、閣議として、私も閣僚の一人でもございまして、閣議として正式に憲法を改正する必要があるのだ、またどういふ点がどうであるというやうなことは別に承知してない、こゝろいふことを申し上げたのであります。

○松浦清一君 それはちよつと違ひの点です。鳩山総理がどこかの汽車に乗つて車中談話を記者団とやつたとか、清瀬文部大臣がどこかの演説会でそういうことを言つたのとは違つて、鳩山総理も清瀬文部大臣も、国会の中で正規に開かれておる委員会等でそういう意思が表明されてゐるのですよ。もしもその鳩山総理と清瀬文部大臣の意見が一致しておつて、あなたの意見が違ひ、こゝろいふことになると、どういふことなんでしょうか。内閣としては。

○国務大臣(吉野信次君) 私の申し上げたのは、たびたび申し上げました通り、内閣として、内閣として別に閣議でそういうことをきめたといふことは承知してない、こゝろいふことを申し上げたのであります。(吉田法晴君「総理を呼べ」と述べ)

○松浦清一君 閣議において政府の方針が一本に決定しておる。おそろく、憲法を改正する必要があるかどうか、これはわかりません。しかし、重要な閣僚である総理や文部大臣や、それから憲法担任のあなたの三人の見解

が違ひ、そういうことでは、清瀬文部大臣それから鳩山総理にもう一べんこの委員会に出席してもらつて、そのしる政府側の意見の統一をはかつてもらつて、それからでないか、ちよつと困るのですがね。(江田三郎君「そうだ、そんなむづかしいことはない」と述べ)「それとして吉野さんとこんな質疑応答をやつておつて、また鳩山総理に意見を聞いたら意見が違ひ、こゝろいふやうなことになつたら、何のために会期が迫つて日にちをかけて審議してゐるのかわからぬといふことになる。

○国務大臣(吉野信次君) 私は率直に申し上げたのですが、再検討する必要があるといふことについては私も承知しておりますけれども、閣議で憲法といふものを改正する必要があるのだといふふうなきめたことは承知してないでございまして、その点について若干今お話をし、私の了解と食い違ひがあるといふお話でございまして、(江田三郎君「松浦君そこをはつきりやつてくれ。そんなはかなことはないよ。何のために大臣として出ているのか」と述べ)つまりお話をし、どういふ点を具体的にどういふ方向に改正する必要があるか、こゝろいふことは、私は先ほど申し上げました通り、承知してないといふことを申し上げた。再検討をする必要があるといふことは承知しております。

○松浦清一君 私の尋ねてゐる目的といふものがはつきり御了解願へないのかもしれぬが、私は政府として、山崎さんも聞いておつて下さい、政府として憲法改正の要があるといふことを大體閣議で決定しないまでも、各閣僚の

意見が一致してゐるのかいのかといふことが今問題になつてゐるわけですよ。くだいようですけれども、鳩山総理は改正の要ありと言つた。清瀬文部大臣はマッカーサーからもらつた憲法だから改正の要ありと言つた。あなたは、検討をする必要があるとは思ひけれども、改正の要があるかないかといふことは閣議において決定はしておらぬことは、私も外部に公表された限りにおいては、閣議で決定されたといふことは聞いてない。秘密閣僚会議できまつたかどうか、それはわからぬですよ。しかし重要な憲法に關係のある閣僚の意見が一人々々別であつてはならぬと思ひます。自由民主党は改正をする必要があるとして先ほどから山崎さんも言つておられる。そして二十七日に改正案要綱といふものを発表された。自由民主党としては、改正の要ありとして改正案要綱を発表してゐるのですよ。政府の態度としては、鳩山総理、清瀬文部大臣は改正の要ありと説く。あなたは改正する必要があるかといふことを調べたい、こゝろいふ。そちよつと困るのですよ、これは。

○国務大臣(吉野信次君) 私の申し上げたのは、具体的にどういふ方向にその改正をするかどうか、といふことは、きまつてない。これは憲法調査会にかけた上で、改正の要否です、改正の要否といふこともまたこの憲法調査会になつてゐるわけですね。こゝろいふことを申し上げたのです。

○千葉信君 関連して。どうも、ただいまの吉野さんの答弁は私としては了承しがたいのです。(だれも了承して

いない。」と呼ぶ者あり）どうしてかという、鳩山首相は、内閣を代表して、この委員会の席上で、特に具体的に、憲法第九条等についてはわれわれは現在の憲法でも自衛軍を持てるという……、ちゃんと聞いて下さい。吉野さん。（聞いていないじゃないか）と呼ぶ者あり）何を言ってるんだ。自衛軍を持てるという考えは持っているが、国内にはそれに対して異論があるの、従ってそういう異論の余地なからしめるように憲法第九条は改正するつもりであります、ここで答弁した。

あなたはその食い違った答弁を今されておる。改正するしないについては政府はまだ考えておられぬ、明らかに食い違っている。しかもあなたは、いや、閣議では決定していないのだ、ということをおっしゃられる。それではその釈明の理由にはならないと思ふのです。

どうしてかという、内閣総理大臣は政府を代表しておる、内閣を代表して、憲法改正に対するこの調査会法案に関連して、はっきりと改正の意思ありということをお示しされておる。あなたは運輸大臣ではあるけれども、一方では閣議の決定によって、憲法調査会法案を担当する國務大臣としてここに出席している。閣議できまつた、きまらないは別としても、内閣を代表する総理大臣の答弁と、この憲法調査会法案を担当しているあなたと食い違った答弁をして、それで済むと思ふのですか。閣議へかかってきませんか。あなたのおっしゃる通りかからなかったでしよう、かからなかったとしても、国会に対して、内閣総理大臣の政府を代表しての答弁と、これを担当しておるあなたの答弁と食い違つてお

る。それでは国会で審議できないじゃないですか。

○國務大臣（吉野信次君） それは私の承知しておるところを申し上げたのですが、具体的に、具体的にどういう方向で改正するということにつきましては、向うではない、（全然違ふ）と呼ぶ者あり）しかし、その検討をしなければならぬというところは私も承知してあります。鳩山総理大臣が九条についてこれは改正する必要あり、こう言つたかど

うかというところの今お話をさせていただきます。（はつきりしていないじゃないか）と呼ぶ者あり）それと総理大臣としてあるいはおっしゃつたかもしれません。（そんな連絡のないことじゃだめだよ）と呼ぶ者あり）

○千葉信君 そんな、委員会です、内閣を代表して総理大臣がはつきりと改正するんだということを表明されておるのに、それは総理はそういうことを言つたかもしれぬ、しかし、おれはおれで違ふ意見だ、ということ、直接この法案の担当者である國務大臣が、総理大臣の答弁と食い違つた答弁をして相済むと思ふか。それでは国会は、閣議できまつた、きまらないにかかわらず、政府は一体どういう方針なのか、つかみどころがないじゃないですか。それでは審議は進まぬじゃないですか。

○國務大臣（吉野信次君） 私は別に違つたことを申し上げたつもりはないのであります。（違つた）と呼ぶ者あり）ただ再検討を、言葉が、（言葉じゃない）と呼ぶ者あり）再検討をする必要があるのですから、その再検討をした結果、それは改正ということも起り得るでしよう。起り得るでし

やう。それです、それは必ずです、こゝろするんだというふうには、きめてないということだけを申し上げたのであります。

○千葉信君 だからあなたの答弁は食い違つておる。あなたとしては、政府としては、憲法調査会を設置して、改正する必要ありやなしやということを検討するんだ、だからどこをどう改正するということについては自分としてはまだきまつていない、政府としてもきまつていない、あなたはさう言つた。ところが、総理大臣の答弁は違ふんです。特に具体的に第九条に關して、さつき私が申し上げたように、この条文にはこゝろに不備があるから、つまり国内に異論の存在する余地を残しているから、その異論の存在の余地なからしめるように第九条は改正する、はつきりさう答弁しているんです。総理大臣が、それじゃその条件に關する限り、第九条の首相の改正する、という条件に關する限り、あなたの答弁は違ふんじゃないや、あなた政府で決定したとか、閣議で論議したとかしなう通り、私はその通りだろと思ふ。その通りで、問題は担当しているあなたと、内閣を代表している総理大臣との答弁が食い違ふようじゃ、政府は一体何を考へておられるかわからないということになつておる。もしあなたがさういう自説を固執されると、委員会として鳩山首相の出席を要求して、この問題についてははつきりしなければならぬ。速記録があるのですから。はつきりあなたも聞いておられるのだから。そこで、

それじゃわれわれとしてはこゝで鳩山首相に来てもらつて、もう一回その問題について聞かなくちゃ審議が進まないです。どうです。

○國務大臣（吉野信次君） 別に、食い違ふ話、答弁はないのですが、ただ、総理はやはり改正の問題点として九条のことをおっしゃつたのだらう。ただそれを必ず改正するんだというふうには、（言ひ切つた）と呼ぶ者あり）あれはそれは私があるいは言ひ違いかもしれない。（だれの言ひ違い、どっちの）と呼ぶ者あり）私の方が。私の方が。総理ははつきり九条を改正するんだと……（江田三郎君）それは一ぺん打ち合せなくちゃ、そんなに不統一なことを言つちゃ困る（と述ぶ）

○千葉信君 さつき松浦君の質問に對して、政府は憲法調査会……ようござんすか。さうしますと、ただいまのあなたの発言は、先ほど松浦君の質問に對して、政府は憲法調査会を設けて再検討をする必要がありという考えであるという御答弁は、鳩山首相も答弁されたように、政府としては少くとも、ほかのところは別として、はつきりとして改正するんだというその答弁をあなたはさつきお認めになつて、先ほどの松浦君に對するあなたの答弁は取り消された、こゝろ承しななければならぬと思ふのですが、それでいいですか。

○國務大臣（吉野信次君） 私はあまり技術的なことの答弁を、（技術的じゃない）と呼ぶ者あり）技術的なこと申すのは、どの事項をどういうふう具体的に改正するかというところを閣議

でもって正式に決定しなかつたということだけを申し上げたので、それだけのことを申し上げたことだから、いろいろ御議論が出たわけでございますが、ただ、仰せの通り、総理大臣としてさういふことをおっしゃつておることも、これは速記録にお示しの通りでございます。あるいはまた、ほかの方での御演説にも憲法を改正する必要があるというふうなことも申し述べてあるようでありますから、私のさつき申し上げた方はこゝで取り消した方がよろしいと思ひます。

○千葉信君 まあ、くだいようですが重ねて……、さつき御答弁を取り消された以上、政府としては、はつきりその内容、つまり第九条の關係も思ふがね、こゝろに點について改正する意図ありという態度が鳩山内閣の態度だ、こゝろ結論として確認することになると思ふのです、いいですね。

○國務大臣（吉野信次君） それではよろしうございませう。

○野本吉君 ただいま千葉君から総理の答弁に對しまして非常にはつきりとしたものの言われようをしておりますが、私も準備をしておりませんが、大へん失礼ですが、やはりその論議を正確に理解するために、おそれ入ります。千葉君に、今日の速記録の後を通じてこの際お説きいただくことがよろしい、こゝろ思ひます。さうしてお取り計らい願ひたいと思ひます。

○委員長（青木一男君） 野本君から総理の言われた点の速記録の話がございましたが、手元にお持ちですか。

○千葉信君 そのところの速記録は今抜かして来ておりますので……。

るといふ責任を政府は持つておる。そ

葉はその通りであると思います。しか

です。で、鳩山総理の意見も国会に

に出ておられる立場と……。

い。花人。

○吉田法晴君　これは松浦君の質問だから、松浦君から一つ御質問を願うべきだと思えますけれども、憲法を改正すべし、具体的には九条の点が出ましたけれども、鳩山総理は憲法改正すべし……それはあなたが言われるように個人の意見もありましようが、あるいは自主憲法研究会ですかでの演説、それからあるいは自由党の憲法調査会での演説、あいさつ、こういふのじゃないかと、同じ思想をここで言われたのです。あるいは千葉君から質問をいたす

改正すべきであらう、こういう発言をされた。速記録を見なければなりませんけれども、そういう意味のことを言われた。改正すべきかどうか、そこをまず聞いたわけです。ですから、またそのあとの答弁は、すべきかどうかと、いう答弁に逆戻りをしてしまった。はつきりとにかく改正すべきかどうか、この点についての鳩山内閣の態度を明確に御答弁願いたい。そしてその総理との答弁の食い違いは、はつきり一つ御調整を願いたい。

○千葉信君 同じことで堂々めぐりするばかりだからちよつと……ただいま吉田君から質問もありましたけれど、吉野さんとしても、政府を代表し

件に立たないで検討を加えるのだといふ答弁をされてきました。調査会はまだその通りでいいと思うのです。調査会はその通りでいいけれども、政府としては少くともその調査会に臨むに当たって、これを諮問するとか、この内容を検討してくれとか、こういう結論になつてもらいたいなどというそういう注文は一切つけないで、政府としては白紙で臨むのだと、ただししかし、もう一度はつきり言いますが、政府としては第九条等については改正をするという意思をもつて臨んでいく、こう私は確認していいと思うのですが、それは吉田君に対する答弁にもなると思うのですが、いいですか。

(「それはわかつてゐる」と呼ぶ者あり)
しかし今お引きになりました、あるいは総理大臣がいろいろな機会において述べられました、これはこういふふう
に改正した方がよろしいだろう、こう
いうことは政府もその意図を持ってお
る、こういふことを申し上げておきま
す。

○吉田法晴君　その点は了承いたしました。憲法を改正すべしという政府の方針であるかどうかという点は御明答がございませぬ。御答弁を願います。
(「それをはつきり、それが大事なんだから」と呼ぶ者あり)

○国務大臣(吉野信次君)　大体それでいいと思います。(「大体じゃない、

になりますかどうか。それからもう一つは、これには続いて、「政府としては憲法の案を作つて、云々、あるいは案を作るといふことは、『政府としては責任がある』、こういうことですが、これを憲法調査会を通じて案を作るんだ、まあ調査会の關係を抜きにして、政府として案を作るんだと、こういうふうなことに述べられております政府の方針については、これは政府としてお認めになりますね。

○国務大臣(吉野信次君) どうも総理大臣が、今お引きになったように「私は」と、こゝろおっしゃっていますね。ですから総理大臣は私であつて、その私というものがイコールすなわち政府

があるからそこで改正しなければならぬ、こういう結論なんです。それから憲法全体について改正すべきだ、改正すべき点等について、こうこうこういう点がある、これもそう詳しくではございませんけれども、山崎さんが言われたように詳しくではありませんが、一応あげられた。従つて憲法を改正すべしという意向は述べられた。今速記録を調べて出しませんが、そうすると、憲法改正すべし、その憲法を改正する、具体的条文箇所、こういう

て、最初は、憲法調査会法案、この法案が通れば、結局憲法調査会でもって一体憲法を再検討を加えて、それによつてまあ政府としての態度がきまふ。つまり初めからもう改正するのだ、ということの方針で、政府は、この法案に、それから憲法調査会にも臨むのじゃないのだ、こういう御答弁であつたのが、鳩山首相の答弁と食い違ひが明らかにされて、首相が政府を代表して、たとえどの条文についてもこれを改正するのだ、ということと言われた。

○國務大臣（吉野信次君） 大體、（千葉信君）大體じゃなくて」と述ぶ。お話しの通りであります。（「はつきり言えよ」大體なんという言葉じゃいけないといふ）と呼ぶ者あり）これはしかし人が違ふのですから、同じことを言うのでも言葉の何もございませうから、それでいいと思います。（内閣は一つですよ、はつきりして下さい）それでよろしいと思いますと言つたじゃないか「千葉君の言つたのいいということだ」と呼ぶ者あり）

はつきりあなたの答弁を」と呼ぶ者あり）そう仰せられますけれども、私はこれは代人ですから、（代人なんて、そんなばかな」と呼ぶ者あり、笑聲）代人じゃなくて……、政府を代表はしてありますが、総理大臣ほど有力ではないものですか……。（笑聲）

○吉田法晴君 代人、それは総理大臣の代人かもしれませんけれども……、国会に出てきて政府を代表するあなたたが代人ということはいいです。こここでははつきりとにかく政府を代表して

だとかういふ御解釈なら、それでよろしいと思います。(そう解釈する以外にどんな解釈があるんですか)と叫ぶ者あり)

○吉田法晴君 「私は」というのは、ここには個人ですか、そうじゃないでしょう。(日本語だよ)と呼ぶ者あり、笑

声) これは鳩山内閣を代表して鳩山総理大臣が「私は」と言うた意見は、私は鳩山内閣のこれは方針だと思ふ。それでしよう、違ひますか。あなたは「私は」というのは何か個人のように言われま

の憲法調査会にて報告を願うのたけれども、しかし憲法改正すべしというころは鳩山内閣の方針だ、こういう工合にわれわれは聞いて参りました。ところがあなたは、そうじゃなくて、憲法を改正すべきかどうかということもまだきまつておらんかのように言われる。そこでそれは違ふのじゃないか……そしたら今の答弁の前のように、憲法改正すべきであらうと思ふけれども、ちよつと弱かつたけれども、

上 吉野さんの答弁は首相の答弁と食い違いを生ずるから、自分は、さっきの、単に調査し、検討を加えるのだというのじゃなくて、首相の答弁通りに自分の答弁を取り消す、こういう答弁をされたわけですから、従ってまあ今の吉田君の質問もありましたけれども、私は従来しばしば表明されてきた憲法調査会法案の審議に当って表明されてきた、調査会では単にその自主的に改正するとかしないという前提条

○吉田法晴君　これは千葉君の質問を肯定されたということですがね、大事な点ですから、吉野國務大臣から自分の言葉で一つここでははっきり御答弁を願いたいと思います。

○國務大臣（吉野信次君）　それでは申し上げますが、憲法調査会が、この法案が幸いに成立しましてできましたならば、憲法調査会の審議というものには一切注文がましいこととはつけない、これは自由であるということです。

きやならぬと思うのですが、重ねて、はっきりした答弁がありませんから、連記録を引いてお尋ねをいたしますけれども、國務大臣鳩山一郎君は、「私は改正の必要ありと感じますから、その具体案を作つてお尋ねして世論に問うべきものと思います。」はつきり「改正の必要ありと感じます」と、こう言つておられる。ですから、政府としては改正をするんだ、こういう方針をお認め

す。それで、「私は」というのは鳩山個人であつて、ここに出ておられる吉野さんといふ「私は」吉野個人のようなことを言われる。そうじゃなくて政府の方針を聞いてるんですや、政府の方針を鳩山総理がここに言われたことは、鳩山内閣の方針を言われたのでしよう。それに違ふような答弁はあなたとしてはできんでしよう。だから憲法を改正すべきだ、改正の必要がある、改正をする方針だ、こういう点はお認めになり

ますかというところをお尋ねしている。
（私はというのは即鳩山内閣だ」と呼ぶ者あり）

○國務大臣（吉野信次君） それは認めますというところを申し上げます。

○千葉信君 関連して。そこにちよつと問題があるので関連して。ただいまの質疑応答で、政府としては憲法を改正するという方針であることが明確になりました。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

じことになるんです。そういうことはやらないんですから、御安心をお願いいたします。

○千葉信君 その点についてはそれは私の時間のときにいたしますから、保留いたします。

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 両方から関連質問がたぐさん出てきて、なかなか戻るのが大へんです。（「済みません」と呼ぶ者あり）

○松浦清一君 わかりました。そこで質問をもとの軌道に戻しますけれども、今までの私の質問、それから関連質問等に対する答弁で、政府としても憲法の改正案ありと、こう認めていることは肯定をなさいますか。それから自由民主党は改正する案まで作っておられる。そこで違つたところは、改正の要ありと考えていることは自由民主党も政府も一致している。ただ現在政府は改正の具体的な案は持つておられぬ、自由民主党は持つておる、こういうことですね。

○衆議院議員（山崎巖君） ちょっとその点はつきり申し上げておきたいと思ひますが、お手元に差し上げておきますのは、自由民主党の憲法調査会による研究しました問題点でございまして、もとよりまだ結論ではございせんので、憲法改正に対する結論は何らまだ出ておりません。その点を一つ誤解のないようにお願いを申し上げておきたいと思ひます。

○松浦清一君 そこで山崎さんにお伺いをしますが、四月二十三日のこの内閣委員会で島村委員の質問に答えて山崎さんが、「ただいま自由民主党におきましては、本年の一月から憲法調査会を党内に設けまして、すでに検討を進めております。今四つの分科会に分かちまして毎週相当研究を進めておるような段階でございしますが、もとよりまだ結論的に申し上げるまでには至っておりません。こゝういふ答弁を二十三日の委員会にされて、そして二十七日に自由民主党憲法調査会の基本態度、憲法改正の問題点、こゝういふことで新聞にも出ておりますし、資料が配付されております。憲法調査会が、

ただいま明確になりましたように、与党たる自由民主党は、もう調査会が設置されるまでには改正案が確定されると思ひます。政府としても改正をしなければならぬ、こゝういふ目的のために調査会が設置される。そういうことになりまして、今までどちらかとわれわれ半信半疑でございました、改正する点があるかどうかというのを調べるのではなくて、改正をしなければならぬという目的を前提として、先に考えますから、調査会ができたときには、政府が一つの改正案を作るか、自由民主党が一つの改正案というものを持つてこの調査会に臨むかということになる。今まで確定されておりました、そうなりますと、この調査会を設置するということについての審議をする前に、まずわれわれは心がまえとして、自由民主党が、今まで山崎さんが会長になってやつておられる調査会の審議されてきた改正の要点というものを一ぺん御説明を承わつて参考にした

○衆議院議員（山崎巖君） 自由民主党におきまして憲法調査会を設けて目下着々と調査を進めておりますことは事実であります。ただいま御指摘のように四つに分けて検討を進めております。四つに分けて検討を進めております。ただ問題は、先ほども申しましたようにきわめて重大であります。従いまして自由民主党の調査会におきましても軽々に結論は私が出ないと思つております。この法案が通過しまして、内閣に憲法調査会が設置せられまして、それまでに自由民主党の結論を出すまでには私はおそろく至らないと思ひます。

○松浦清一君 自由民主党の中ではだ

いふ前から調査を進められておるはずですが、もちろん今どういふ結論が出ておるかというのを御質問申し上げることは、あなたにも御答弁できないと思ひます。それはできないことでは承しております。ところが、今までの公表されているところでは、全部で十一項目にわたつて大体に要綱的な構想だけはまとまつておる。この十一項目についての具体的な内容

昨日も当委員会におきまして、松浦さんはおいでにならなかつたかと思ひますが、田畑さんから天皇の章についていろいろ御質問がございました。昨日は幸い委員会が早く済みまして、ちやうど天皇の章についての分科会をやつておりましたので、田畑さんから出ました、たとえば皇室典範、こゝういふ問題の検討もぜひ願ひたい。それから国事行為についての田畑さんの御意見等につきましては、私は将来、分科会におきまして報告しまして、そしてその検討の資料を提供しておいたような次第であります。そういうわけでございまして、一章を検討しますのにもこれは容易じやないと思ひます。いんや結論を出すという段階は、私はまだ相当時間を要すると思つております。従いまして本調査会がかりに法案が通過しまして内閣に設置せられまして、わが党の調査会とは並行して審議を進めていく、こゝういふことになることは当然だらうと思つております。従いましてただいま私どもの各条章についての改正の意見は——確定した改正の意見はここで申し上げるようなまだ段階にはもとより至っておりません。その点を御了承いただきたいと思います。

○松浦清一君 自由民主党の中ではだ

いふ前から調査を進められておるはずですが、もちろん今どういふ結論が出ておるかというのを御質問申し上げることは、あなたにも御答弁できないと思ひます。それはできないことでは承しております。ところが、今までの公表されているところでは、全部で十一項目にわたつて大体に要綱的な構想だけはまとまつておる。この十一項目についての具体的な内容

昨日も当委員会におきまして、松浦さんはおいでにならなかつたかと思ひますが、田畑さんから天皇の章についていろいろ御質問がございました。昨日は幸い委員会が早く済みまして、ちやうど天皇の章についての分科会をやつておりましたので、田畑さんから出ました、たとえば皇室典範、こゝういふ問題の検討もぜひ願ひたい。それから国事行為についての田畑さんの御意見等につきましては、私は将来、分科会におきまして報告しまして、そしてその検討の資料を提供しておいたような次第であります。そういうわけでございまして、一章を検討しますのにもこれは容易じやないと思ひます。いんや結論を出すという段階は、私はまだ相当時間を要すると思つております。従いまして本調査会がかりに法案が通過しまして内閣に設置せられまして、わが党の調査会とは並行して審議を進めていく、こゝういふことになることは当然だらうと思つております。従いましてただいま私どもの各条章についての改正の意見は——確定した改正の意見はここで申し上げるようなまだ段階にはもとより至っておりません。その点を御了承いただきたいと思います。

○松浦清一君 自由民主党の中ではだ

いふ前から調査を進められておるはずですが、もちろん今どういふ結論が出ておるかというのを御質問申し上げることは、あなたにも御答弁できないと思ひます。それはできないことでは承しております。ところが、今までの公表されているところでは、全部で十一項目にわたつて大体に要綱的な構想だけはまとまつておる。この十一項目についての具体的な内容

昨日も当委員会におきまして、松浦さんはおいでにならなかつたかと思ひますが、田畑さんから天皇の章についていろいろ御質問がございました。昨日は幸い委員会が早く済みまして、ちやうど天皇の章についての分科会をやつておりましたので、田畑さんから出ました、たとえば皇室典範、こゝういふ問題の検討もぜひ願ひたい。それから国事行為についての田畑さんの御意見等につきましては、私は将来、分科会におきまして報告しまして、そしてその検討の資料を提供しておいたような次第であります。そういうわけでございまして、一章を検討しますのにもこれは容易じやないと思ひます。いんや結論を出すという段階は、私はまだ相当時間を要すると思つております。従いまして本調査会がかりに法案が通過しまして内閣に設置せられまして、わが党の調査会とは並行して審議を進めていく、こゝういふことになることは当然だらうと思つております。従いましてただいま私どもの各条章についての改正の意見は——確定した改正の意見はここで申し上げるようなまだ段階にはもとより至っておりません。その点を御了承いただきたいと思います。

○松浦清一君 自由民主党の中ではだ

いふ前から調査を進められておるはずですが、もちろん今どういふ結論が出ておるかというのを御質問申し上げることは、あなたにも御答弁できないと思ひます。それはできないことでは承しております。ところが、今までの公表されているところでは、全部で十一項目にわたつて大体に要綱的な構想だけはまとまつておる。この十一項目についての具体的な内容

昨日も当委員会におきまして、松浦さんはおいでにならなかつたかと思ひますが、田畑さんから天皇の章についていろいろ御質問がございました。昨日は幸い委員会が早く済みまして、ちやうど天皇の章についての分科会をやつておりましたので、田畑さんから出ました、たとえば皇室典範、こゝういふ問題の検討もぜひ願ひたい。それから国事行為についての田畑さんの御意見等につきましては、私は将来、分科会におきまして報告しまして、そしてその検討の資料を提供しておいたような次第であります。そういうわけでございまして、一章を検討しますのにもこれは容易じやないと思ひます。いんや結論を出すという段階は、私はまだ相当時間を要すると思つております。従いまして本調査会がかりに法案が通過しまして内閣に設置せられまして、わが党の調査会とは並行して審議を進めていく、こゝういふことになることは当然だらうと思つております。従いましてただいま私どもの各条章についての改正の意見は——確定した改正の意見はここで申し上げるようなまだ段階にはもとより至っておりません。その点を御了承いただきたいと思います。

○松浦清一君 自由民主党の中ではだ

いふ前から調査を進められておるはずですが、もちろん今どういふ結論が出ておるかというのを御質問申し上げることは、あなたにも御答弁できないと思ひます。それはできないことでは承しております。ところが、今までの公表されているところでは、全部で十一項目にわたつて大体に要綱的な構想だけはまとまつておる。この十一項目についての具体的な内容

については検討中だ、このように私は了承しているわけです。その内容の経過ですか、構想ですか、あなたは会長ですから、大体構想をお漏らしを願っておきますと、この調査会の審議に非常には参考になると思いますので、これはあなたが提案者の代表という立場でなくて、自由民主党の憲法調査会ですから、調査会の責任者としての立場から、これは私はという立場でよろしくございまして、ちよつと御説明を願いたいと思います。

○衆議院議員(山崎巖君) ただいま自由民主党の憲法調査会におきまして研究しました現在の段階の程度は、お手元に差し上げております問題点並びに基本的態度であります、これが現在の段階であります。これ以上はまだ今後の問題だと思ひます。ただいま申し上げましたように、この問題点の中にもずいぶん抜けておる点がまだあると思ひます。昨日田畑さんからいろいろ天皇の章について御指摘がございました。こういう問題はわれわれの検討はまだそこまで入っていない、そういう段階でございます。従ひまして、今日直ちに方向とかあるいは結論とかというよりなことをこの席で申し上げることはとらいて困難だと思ひわけあります。

ただこの資料をお配りしましたのは、これは当委員会ではいろいろ内容についてどういふ点を検討しておるかというよく御質問がございまして、それまででぜひわが党の問題点をはっきりさせておきたい。それが審議を願う上において有力な資料になるのじゃないか。そういうことでこれは取り急いでまとめた資料でございまして、まだ

実は率直に申し上げまして、これは憲法調査会の会員と十分論議をしましてこれまでにまとめたけれども、実は党の正式の機関にも諮つておりません。総務会あるいは党幹部、総裁、そういう方面に全然諮つてない段階でありますけれども、何と申しまして、この審議は非常にお急ぎになっております段階でございますので、早く資料として差し上げておいたほうが便宜じゃないか、こういうことで実は取りまとめたわけでありまして、これ以上には全然進んでおりませんので、その点は御了解をお願いしたいと思います。

○松浦清一君 それでは自由民主党の党内の内部的な関係に属することでありまして、これ以上追及して深く掘り下げて聞かせません。そうしますといよいよ憲法調査会が設置をされまして、この調査会の議事規則ですか、そういうようなものがきまつておりませんか、この法律だけでははつきりつかみかねるのですが、原案を、政府も憲法を改正しなければならぬと考えておる、おそらく改正案を作られることと思ひます。自由民主党も作られることと思ひます。どこからどういふ形で原案というものは出される予定でございまして、やはり今度この調査会ができたからといって、案なしで調査会が憲法改正に關して調べをするというふうなことはできない。どこからか案が出てくるに違ひないと思ひますね。あなたのお考えでは政府から出すんですか、自由民主党から出すんですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 内閣にこの法案によりまして設置せられます調査会は、当委員会でもたびたび申し上げましたように、きわめて自主的に

民主的の運営をはかつていただく考えであります。従ひまして、内閣から憲法改正についての諮問を出しますとか、あるいは案を出しますとか、こういうことは全然予想いたしておりません。この委員会独自にこの審議を進めていただく。ただその場合に、たとえば自由民主党の方から委員が、かりに国会議員が三十名のうち何人か入るといたしますと、そういったしますれば自由民主党の委員が、おそらく私どもの憲法調査会におきまして現在いろいろ調査をいたしておきます資料なり、あるいは論議なり、そういうものは本調査会にも提出いたしまして、そうしてこの調査会の、内閣におきまして調査会の御審議の資料に供するということは当然あり得ることだと思ひます。

○松浦清一君 吉野国務大臣に伺いますが、調査会が設置されれば、おそらく今山崎さんの御答弁のように、自由民主党の中から出た国会議員が、これがわれわれの案だといつて持ち込むことはあり得るかもしれぬし、またそういうことになるだろうと想定されるわけなんです。そうすると政府としては、改正の目的をもつて設置される調査会に対して案を出しになるつもりですか、ならぬつもりですか。

○国務大臣(吉野信次君) 案を出す考えは持つておりません。

○松浦清一君 そうすると大体本筋に入つてきました、結局憲法改正をするのには、今までの問題になつて論議をされてきた第九条をどのように改正するかという点、それから天皇制や家族制度に關連をしてどのように民主主義を堅持していくかという点、大体大まかにいつてこの二点に集約されると思

うのです、私はですね。あなたの御見解が山崎さんの御見解に一致するかどうかは知りませんが、大体この点に尽きるところです。今までの、昭和二十五年に警察予備隊ができましたから今日に至るまでの吉田内閣、鳩山内閣を通じて国会でわれわれに答えてきたことは、第九条で戦争放棄をきめておるけれども、外国から日本国が侵略をされた場合に、これを守るという自衛権を持つというところは否定されていないんだと、従つて前の警察予備隊、保安隊、自衛隊に至る一連のわれわれのいうところの軍隊は、軍隊ではなくして、自衛の措置としての何ですか、戦力にあらざる自衛力だと、こういうような表現をもつて今日まで終始してきたわけですね。そうしてかつて私はこの委員会では防衛長官や外務大臣列席の際に、しばしば政府は防衛六カ年計画を策定しておるといふことを報道されておる、しかし政府が公式の機関においてこれを表明したことはない。防衛六カ年計画というものはほんとうにあるのかないのか、こういうことを質問をしたのに対して、防衛六カ年計画などというものを閣議で決定したことはございません。こういうことを言っておられたわけです。ですから今の憲法のままでも自衛力を持つとすれば、どの限界まで憲法改正なしに許されるかと判断しておるか、もうここまでくれば、憲法改正しなければこれ以上増強することはできない、そういう判断の結果この第九条を改正しようといふふうに出てこられたんではないかと、こころ思うのですが、その辺のところはどうなんですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 憲法第九条第二項をめぐる問題でございまして、いろいろ国会を通じて議論が従来から行われておりますことは、松浦さんの御承知の通りであります。すなわち現在の自衛隊、あるいはその前身の保安隊、警察予備隊、それぞれの設置の時代に憲法違反といふことは相当議論をされたことは事実であります。従ひまして私どもも、また政府の憲法九条二項についての解釈は、ただいま松浦さんの御指摘の通りに、これは独立国として自衛権があり、また自衛権に伴う自衛力の行使といふことができるという解釈はとっておりますけれども、しかし今まで何を申しましたも、そういうふうないろいろな憲法九条の二項をめぐる議論がございまして、その点を改正の場合にははつきりさせたい。この問題を検討する一つの重要な課題として考えておるわけでありまして、決して限界の点をいふことにこだわつてこの憲法再検討の問題を取り上げておるわけではございません。従来解釈をめぐるいろいろな議論がありまして、その点をはつきりさせたい、こういう趣旨でございまして。

○松浦清一君 吉野運輸大臣に伺いますが、そうしますと今まで吉田内閣以来鳩山内閣を通じて国会に対して答弁をしてこられた政府の態度、自衛権を持つといふことは九条違反ではないといふことを表明されておつたといふことは間違ひであったという工合にお気づきになつたわけですか。

○国務大臣(吉野信次君) 間違ひとは思つておりません。

○松浦清一君 間違いがなければ、どうして第九条を改正しなければならぬのですか。

○國務大臣(吉野信次君) 間違いでないのですけれども、しかしそのことについて世間いろいろな論議がございますから、それで改正した方がいいたるうということを経理は述べられたんだらうと、こう思います。

○松浦清一君 そすると政府の自信がゆらいできたというわけですか。

○國務大臣(吉野信次君) つまり自衛権があるかないかという問題は、憲法九条の規定によつて生ずるのではないのです。御承知の通り。これは独立国家として当然あるのですから、自衛権といふものがあるかないかといふことは、あの規定から出てくるわけではないのですから、それです。一つは自衛権がゆらぐとか、ゆるがんとかといふことは一つもないと思います。

○松浦清一君 ところがこの憲法ができてから今日に至るまでの内閣総理大臣は、吉田茂といふ人から鳩山一郎といふ人へ変つてきておられますけれども、前の自由党内閣、今の自由民主党内閣は、やっぱり同じ線の上に立っている内閣だと思ひます。そうするとこの憲法ができたときに、いろいろな人が質問をしておりますけれども、その中で共産党の野坂参三君が、自衛力としての軍隊などは持つことは当然ではないかと、この第九条はそういう意味の自衛力を持つといふことは差しつかえないと考へるがどうかと、こゝろよりうなことを質問したのに対して、これはほかの人が質問したのになら別だといふところではないのですが、共産党の野坂君であるから特に私は強調

しておるのです。その間に対して、時の内閣総理大臣は、いやそういう意味における自衛力としての軍隊を持つこともできないのだと、それはやらないのだといふことを明確に答えておるのとがそのときの記録に残つておるわけです。(その通りだ)と呼ぶ者あり)それでしよう。そこからこの憲法は出発してきておるのですよ。そして終始吉田内閣総理大臣は、警察予備隊が保安隊に変わり、自衛隊に変わったと、数が十

九万になり、今度は二十一万にふえる。毎年々々自衛力が増強されてくる。これは憲法違反にならぬかといふわれわれの質問に対しては、依然として終始、特に吉田さんは、憲法違反ではない、当然自衛力を持つことは許されておる、こゝろよりうなことを答えてきておる。それが自由党内閣時代の政府の態度であらうと私は判断をしておつたところが、今の鳩山さんは昭和二十七年に追放が解除されて、一番最初の選挙戦に立候補されたときに、日にちも私は八月の十二日だったと記憶しておりますが、日比谷の公会堂で鳩山さんが第一声をあげたそのときに、鳩山さんはこゝろよりうなことを言つておられます。

今の自衛隊は明らかに軍隊である。この軍隊を軍隊と言わない吉田君の態度はおかしい、すみやかに憲法を改正して、そして国民の前に自衛隊が軍隊であるといふことを表明すべきだといふことを演説している。そこから戦後ににおける鳩山総理大臣の政治生活が出發してゐるわけでありませう。それから一たび総理大臣になると、今度は吉田内閣時代の態度を踏襲して、そして自衛力を持つといふことは憲法違反ではない

といふ言われた。このごろになつてから第九条の改正をしなければならぬ、憲法の改正の要ありと、こゝろよりうなことを鳩山さんが言われ出した。そこで私が今あなたに伺つたのは、この憲法ができて以来、吉田、鳩山と続いてきた。自由党、自由民主党内閣の一つの信念に大きな動揺がきたのか、こゝろよりうなことを尋ねてゐるのです。

○國務大臣(吉野信次君) 吉田さん、鳩山総理の信念にどういふ動揺があつたかといふことは、ちよつと私もわかりかねます。

○松浦清一君 あなたは今度初めて大臣になられたのだから、今までの政府の態度といふものは御存じないかもしれぬけれども、これは私が今言つたことと間違ひのないのですよ。憲法ができたときの野坂さんに対する当時の吉田総理大臣の答弁、それから鳩山さんの政界復帰第一声のときの日比谷公会堂における演説、それから第一次鳩山内閣、第二次鳩山内閣を通してやつぱり憲法違反ではないと言つてこられたのに、最近どうも疑わしいところがあるから改正をしなければならぬといふことを言ひ出した。あなたが松浦の尋ねていることはそれはさうだろうと思へば、それはしょうがないけれども、それを信するならば、政府の方針が変つたのか、こゝろよりうなことなんでありませう。

○國務大臣(吉野信次君) いや、決してさうだといふことは申し上げないのです。お話の通りであれば、その解釈が變つてゐるのです。憲法九条の解釈が私の申し上げたのは、憲法九条といふものは、あれによつて自衛権といふものができたのじゃない、独立国

家である以上は自衛権があることはこれは當然なんです。それです。それからその原則といふものは昔も今も變りがないと思ふのであります。ただそれに關連して九条の解釈を、今お話の通り承つておられますが、吉田さんにしても同じ吉田さんが時を異にして違つたような解釈をしておる、こゝろよりうなことであります。それでですから率直に私から申し上げれば、さういふやうな一休疑いを生ずること自体がおもしろくないのであつて、もう少し憲法をはつきりした方がいゝのじゃないかといふような意見がさういふところから出てくるのだらうと、こう思います。

○松浦清一君 あなたも憲法担任の大員になられたから、いろいろな資料を集めておられると思ひますけれども、私も、この憲法成立当時の特別委員会のあの速記だけは入りました。けれども、あとは大体資料を持っています。これは一番古い、古本屋で買つてきたのですが、佐藤功君の書いた……占領されておるときに書いたのだから、遠慮がちに報告しているのではありません。この中に、そのときの芦田小委員長、それから金森國務大臣等が憲法改正の最終段階において、そしてその憲法の精神について意思を表明したところがあるのです。ここに、二ページくらいありますが、長いから読み上げませんけれども、ところがそれが、やはり今問題にされておる、つまり現行憲法で自衛力たる軍隊を持つことが可能であるか不可能であるか、またいいのであるか、悪いのであるかと、こゝろよりうなことが憲法ができるときも判断に非常に苦しんだ、その悩みの表現がこゝろにあるわけですね。結論づけられてい

ることは、やはり何といつてもこの憲法では軍隊を持つことはできないのだといふことなんです。警察予備隊ができたといふことも、当時のマッカーサー総司令官から吉田総理に対するあの書簡がなかつたらあの警察予備隊といふものは私はできていなかったのじゃないかと思ひます。マッカーサーからああいうものを作れと、こゝろよりうな書簡が当時の吉田総理に手交されて、そして七万五千の警察予備隊は出たのです。今度も憲法改正すべしといふ意見がどつからか出てゐるわけだ。独立国家だとか、それから自主的にといふことを今のあなたの方はよくおしやるけれども、どつからかの指図があつて、そして憲法改正の要が内閣、政府の中に出てきたと判断される資料がたゞさんにあるわけだ。ですから政府自身も憲法を改正して、堂々と軍隊を持てるようにしたいといふ心境の変化が起つたことも間違ひではないであらうけれども、どつかの、やはり上からの一つの示唆が与えられて、そして憲法改正をしなければならぬといふことになつた、こゝろよりうな判断されるのですが、私はあなたに求める答弁は、今までのその政府の態度は間違つておつたのだ、あゝいまいなこの憲法は改正して、軍隊をやはり作つていかなければいかぬのだと、さういふことを考へておるだらうと思はれるのに、それを明確になさるゝから、それを明確にしてもらつてからあとの質問をしたいと思ひます。筋一本筋に返していきません、やはりあつちこつち枝葉が咲いてゐるといふとなかなか審議がはかどりませんから、一筋の線に持つていきませう。

○國務大臣(吉野信次君) 従来、私はそのいきさつは存じませんが、吉田さんにしても鳩山総理にしても、その解釈といふものを二様にいたしたという事はお話の通りだと思ひます。現に総理は、自分は解釈を変えたというより、なにかとどこかの機会におつしやつておる通りでございます。しかし私みたいな者からあの憲法の記事を読みますという、自衛権があるという事は当然なもので、あの規定によつてゐるわけじゃないのでございませう、それです。自衛のための兵力と申しますか、戦力と、戦力という、またその戦力の言葉にいろいろ議論がございませうから、なるべくそういう言葉を避けて、自衛のための力ですね、力といふものを持つという事は一向差しかねないのですから、それを持つために憲法を改正する必要は私にはなかりと、こう考へております。

○松浦清一君 それはおかしいでしょう、それならどうして改正をしたいのですか。

○國務大臣(吉野信次君) それでは、今おつしやつた通りいろいろそのに疑義があつて、世間には自衛力の行使のための力も持てないのだと、この憲法の規定から、こういう疑義もあつて、さつき提案者も述べたやうでございませうが、その疑いといふものを明らかにするために、この条文を改正した方がよろうと、こういうふうにおつしやつておるのです。私もさうだろうと思ひます。

○松浦清一君 そりするといふと、やはり今の憲法では自衛力としての軍隊を持つといふことは無理があると、それを無理がないように改正をして、それ

して憲法で定められた方針に基いて軍隊を増強していくのだと、こういう考へ方が明確にきまつてきたわけですね、さつぱらに言つて。

○國務大臣(吉野信次君) お言葉です、その無理といふことですね。それとどういふ理だといふのじゃないので、いつて不合理だといふのじゃないのです。無理といふお話が、違法であるとか、あるいは不当であるといふ意味であれば、私はそれは考へません。ただ疑いがある、この疑義を明らかにするのだと私は考へておる、世間にはそういう疑いを持つておる人がございませうから、それを明らかにする、こういう必要がある、さういふ意味で私は申し上げたのです。

○松浦清一君 そりするとこれは第九條を改正しなければ戦力といふものは持てない、持てないことではない、自衛力としての戦力を変えぬでも持てないことではない、しかし世間にはさういふ疑いがあるから人に疑われないやうにすつきりした条文に直したい、さういふわけですね。そりするともしも世間に疑いがなければ、このままの憲法で、いわゆる自衛力といふものは幾らくらい持つたら、日本の国といふものは守れると思つてゐるのですか。

○國務大臣(吉野信次君) それは抽象的に自衛に必要な限度と申し上げる以外にどうも具体的な数字の数字で明示することは私は困難だと思ひます。

○松浦清一君 あなたに質問するのは無理かもしれませんが、先ほども申し上げましたように防衛六カ年計画ですか、陸上自衛隊制十八万にする、それから艦艇は十二万六千トンですか、それ

それから飛行機は千三百機、何かその辺のところが六カ年計画をきめたといふことですね、これはどういふことですか。憲法第九條に非常に関連の深い問題なので、あなた答へがでなければ次の機会に防衛庁長官にでも出てもらつて、そして答へることにしてもらいたい。

○國務大臣(吉野信次君) 今お示しになりました具体的な数字のことはちよつと私も承知いたしておりませんが、私からお答へするのは適當でないと思ひます。

○松浦清一君 防衛六カ年計画といふのはあるのですか、ないのですか。

○國務大臣(吉野信次君) 私の承知している限りでは政府としてさういふものをきめたことはないと思ひます。(あなた知らぬのです。)と呼ぶ者あり

○松浦清一君 そりすると新聞等でかなり詳しくこまかい数字まで公表されてゐるのです、あれはでたらめですか。

○國務大臣(吉野信次君) その新聞にどういふ記事が出たか、私も不案内でございませうが、(総理が認めてゐるよ。)と呼ぶ者あり)不案内でございませうが、おそろく防衛庁という主管官庁では一つの試算と申しますか、一つの考へは持つておるだらうと思ひます。

○松浦清一君 この防衛関係は憲法調査会審議の際に、今までの速記を見てもちろんでありますし、これを論議するといふことは何かよけいのことのやうに思ふかもしれぬけれども、憲法改正の要点といふものはやっぱり第九條に集中されておるのです、衆目の一致するところが第九條に、第九條

を改正するといふことは、軍隊をどれだけ持つのだ、どんな軍隊を持つのだらう、さういふ疑問が起つてくるわけですね。實際問題としてさういふ問題が提起されておる、そこをやっぱり説明をしていかないと、一番先に前提として私が伺つた、改正する必要があるのかといふことを調べるための設置ならまあまあといふところ、ところが改正をしなければならぬといふ目的を先にきめておいて、さうして調査会を設置するのだといふ方向が明確になつてきたのだから、その中の最も重大な点である第九條を改正するのならば、政府としても自民党の提案者としても、一体どれくらい軍隊を持つたらいいのかといふことを考へてゐるのかといふことが聞きたくありませんが、これは當然の話の経過からいってさういふところにいかざるを得ぬと思ふ。大体その辺どう考へてゐられるのですか。

○國務大臣(吉野信次君) 私は先ほど申し上げました通り、その限度は自衛に必要な限度といふことを抽象的に申し上げるは仕方ない。私の考へかといへば、その自衛権の行使といふことはあの九條によつて――たゞたび申し上げておる通り、できてくるんじゃないんですから、その点を明らかにするといふことによつて、急に自衛力の限度が増したり減ったりするといふことは私は考へません。

○松浦清一君 閣議の懇談会でだいたいその辺のところを相談したらしいです。(笑聲)さういふところで答へるときには、自衛力を持つといふことは、今の憲法違反ではないといふことに思想統一をしてからならなければいかぬのだといふ打ち合せができておるら

しいですね、それはまあそれでよろしいでしょう。(いやもつとはつきり聞け)と呼ぶ者あり)よろしいけれども、眞実の動きの方向といふものは、やはり九條を改正して、簡単に軍隊を持てるやうにしたいといふこの厳然たる事實が言葉の表現の裏に隠されてゐるといふことは、これは私は否定はできぬと思ふんです、その事實を否定することはできないと思ふ。さうするとそれなら一体どれだけの軍隊を持つてゐるのかといふことを聞きたくなるわけですね。これが私が最初にだめ押しをしたように、憲法改正の必要があるかないかといふことを調べるために調査会を設置するのだといふ、さういふ態度ならば私はさういふ調査会を設置するの必要はない。ところが憲法改正の要ありといふ目的を決定して、さうして調査会を設置するといふその憲法改正の要点は第九條だ、さういふことになつてくると、簡単に法の定めによつて軍隊が増強のことができるやうな第九條の条章の改正がもくろまれてゐるといふことを考へざるを得ないので、一体その目標はどの辺かと、さういふことになる。

○國務大臣(吉野信次君) だんだんと伺つておられますと、何か改正の裏に何と申しますか、一つの意図ですね、特別な意図があるといふことを御断定になつての上のお話のようでございませうが、そんなことはございませぬ、さういふことは全然ございませぬ。

○松浦清一君 いや、さういふやうな、さういふやうな、そんなに根性が悪い人間とは違ひ、わしは。とにかく九條を改正するといふことが、憲法改正の全体に非常に問題がありますけれども、非常に重要なウエートがこの点に置か

れておることは間違ひでしより、それは肯定なさるでしより。それを肯定なさるとすれば、一体どういふ軍隊を保持としてゐるのか、自衛力——自衛するにふさわしい力を持ちたいのだという言葉ですが、そのふさわしい力とはどれくらいのものか、こういうことになるわけですね。

○國務大臣(吉野信次君) それはだんだんに僕は明らかになつてゆくだろうと思ひます。この間申し上げましたけれども、最終的には予算なりあるいは法律なりの関係でこれは国会がきめるだろう、こういうことになるだろうと思ひます。

○松浦清一君 国会は国会で意思をきめますよ、私は政府の考えを聞いていゝる、政府の考えを。

○國務大臣(吉野信次君)　だから政府は、さつき申し上げました通り、自衛に必要なという限度において事をきめる、こう申し上げる以外に今申し上げようがない、こうお答えしておるんです。憲法の改正とそのこととは私は理論上の關係は少しもない、こういう見解に立つておるんでございますから……。

○松浦清一君 それは吉野さん違うんだ、それは違うんですよ。だから私は一番最初に政府の態度としては、何べんも繰り返して言いますけれども、政府の態度としては、憲法調査会を設置する目的は何かとね、調査会で調査する目的は何か、現行憲法の中に改正する点があるかないかというのを調べるために置くのか、それとも改正するために置くのか、こういうことをだめ押しをしたときに、あなたは最終的に改正するために置くのだと言わ

れた、そしてその改正する目的の要点というものは第九条である。第九条を改正すればどのような改正になるか、これは知りませんけれども、このままでは軍隊を持つということに無理がある、こういういろいろの世評があるので、その誤解を解くためにすっきりした条文に改めたいというのが、あな

たも政府の趣旨だということを述べられた。すつきりするということは、今の自衛隊が三十万になろうと四十万になろうと差しつかえないような条文に改正されることを目的としているわけなんです。そんならその辺の度合いというのはどれくらいですかと言った

ら、自衛に必要な力とあなたはおっしゃる。日本国たるものが自衛に必要な力というところまでいけば、その

力は一体どれほどと判定されるかという質問をされれば、それはこれくらいのとこがあれば日本の国は自衛できる。私も日本の国は守らなければならぬと思います。日本の国は守らなければならぬと思う。だから今の政権を担当しておるあなた方が、日本の国を守るのにどれくらいの戦力、いわゆる力を持って守れると判断されておるか

いうことは聞かざるを得んことだ。白衛に必要な力だけでは、それはどうも合点がいかんのですがね。

○国務大臣(吉野信次君) 私のお答えしたいことは、先ほどお答えしたことを繰り返す以外には方法がないと思います。どうも具体的に今どれだけの一休何があつたらどうかということは、これは今お話しすることはできないと思います。ただ私の申し上げたことは、憲法の九条の改正ですね。まあこれは憲法九条の改正ばかりではござい

ますまい。必ずしも今度の調査会がここに集約するという意味ではございませんでしよ。しかし重要な一つの問題点であることだけは私も同じように考えております。しかしそれとこの自衛力というものを増すか増さぬかということは、私は理論的には何ら関係はないことだと、こういう見解に

立つておるのです。

○松浦清一君 あなたが見解をお述べにならなければ、はなはだ失礼ながら、私の見解を一つ述べさせてもらいます。

戦力というものは相対的なもので、日本が日本の国を守るために戦力を持

つということが、果して国を守る戦力になるかどうかということについては非常に大きな疑問があると思うので

す、私の経験を通して判断すれば……」

第二次大戦の始まる、シナ事変の始まるすぐ前に日本は無敵帝國海軍と称して八八艦隊の計画をしましたですね。そうしてそのときは仮想敵國をアメリカだと言われた。アメリカを仮想敵國として日本が八八艦隊の建艦計画を立てて、非常に全体予算の大きな部分を建艦費のためにさいてそうして戦艦

を作り始めた。三万トンの戦艦艦を作
り、四万トンの航空母艦を作つてやり
だした。そのときに私どもは、もしも
アメリカを仮想敵国として日本が八八
艦隊を計画をするのなら、こんな愚
かな考え方はない。日本が一隻の三万
トンの戦艦艦を作る間に、当時われわ
れの判断をされたアメリカの資材、建
艦能力、三倍の軍艦を作り得る能力を
持つてゐる。日本がアメリカを仮想敵
国として考えてその八八艦隊の計画を
遂行するということがおそらくアメリ

力にわからんはずなのである。そうアメリカが判断をすれば、日本の戦艦一親作の間にアメリカは三隻の戦艦を作り得る能力を持つておるから、いつまでたつても日本とアメリカの海軍力の差というものはだんだん隔ばかりで、わが国の対アメリカの海軍

に充てる戦國力が増加するといふわけではない。戦力がふえるわけではない。こう私どもは判断をした。しかしその判断が時の政府のいれられるところとならずに、八八艦隊の計画がほとんど八割まで完成に近づいたときにあの戦争が勃発して、そうして御承知の

通りの結果になった。吉野運輸大臣は船のこと御承知でしようけれども、戦争が始まります前に日本には六百二十

万トンの船を持っておりました。これだけあれば輸送力は十分だと考えた。補給の力は十分だと考えた。太平洋戦争が始まってからまた六百万トンの船を作りました。千二百万トンの船がほとんどアメリカの海軍兵力のために打ち沈められて、海軍はもろんのことである、戦争が済んでふたをあけてみたらボロ船百八十万トンしか残ってい

なかつた。

今、日本に軍隊を持たなければならぬ、戦力を持たなければならぬと考えている人たちは、これは街頭における演説で語っていることだから、ここで議論の焦点にはならぬかもしれないけれども、もしも日本に中共やソ連が侵略をしてきたら、何の力をもつて日本を防衛するのだと、こう言っている。そういう演説を自由民主党の諸君がやっているのを私は聞いた。おそらく政府の立場から、日本の自衛力を増強

するといふ人は、中共、ソ連を考慮の中にいれて、日本の戦力を増強する必要があるのだ、こういうことを、言葉を表明することはできないでしょう。できないと思います。それはもとよりです。しかしながら、やはりそういう当時アメリカを仮想敵国としての太平洋の争覇戦のために日本の海軍力を増

強しように考えたように、もしもソ連や中共がそんな手出しをしたらどうするかということだが、戦力増強の判断の基礎になっていることは私は間違いないと思う。日本の戦力増強の必要を説く人たちの頭の中にはそれがあると思ふ。ところがちやうどそのときに日本

の建艦能力とアメリカの建艦能力とを比べてみて、日本国は三分の一の力もないとわれわれが判断したと同じよう

に、それは中共やソ連を対象として、たとえ一つの想定であつたとしても、対象として日本の軍隊増強を考えているとするならば、非常に大きな間違ひだと思ふ。私は一昨年の暮に各会派の代表の方々と一緒に中共に参りまして、そして中共の、中華人民共和国建国五周年の國慶節を見せてもらつて、中国の兵隊の、軍隊の觀兵式を見せて

もらいました。われわれ五十過ぎた日本人の頭の中には、日清戦争の当時について網笈をかぶって、鉄砲をかかえて走っている当時のシナの兵隊がまだ頭の中にこびりついている。ところが今の中国全体の軍隊の総兵力というのはどれだけあるかということは、これはわかりません。どれだけの機械化部隊を持っているかということは、これはわかりませんが、チェッコヤソ連から優秀な武器がやはり中共に入ってきて、そして非常に科学的にも進歩を

して、訓練も行き届いた軍隊になり上っておりますことは、これは間違いないでございせん。六億の人間がおつて、日本が三十万や四十万の軍隊を作つて、それでその辺からの侵略防備ができるというのを考えていると、日本が十萬の自衛隊を作ることの方が、人の資源からいっても、装備関係、いろいろの点からいってもたやすいのです。ソ連もそれ以上言いませんけれども……。だからそういうことを考えて日本のその再軍備、戦力増強を考えているならば、（よく聞いとくときなさいよ）とつぶやき、非常に大きなあやまちを犯していると思ふのです。どこの国のそれが日本にやってくる、それを自衛するために軍隊が必要なんですか、それをおつしやうて下さい。（そこが大切だ）とつぶやき、

○国務大臣（吉野信次） だんだんお話がございましたが、そういう意味のことは考えておりません。それはある国の軍備に対してこちらでも対抗して軍備を持つ、こういうお話であります。それだから私もさつきも戦力という言葉を使つた方がいいかどうかということをおつしやうたのはそんなんです。いわゆる第九條の自衛力というものは、ただ自分の頭の上に降りかかる火の粉を払ふところの最小限度のものを持つ、こういうことだけなんでござい

ます。それが今お話のように、仮想敵国と申しますか、相手の軍備を対象としてやるのだというよりなことは毛頭私どもは考えておりません。

○松浦清一君 最後に一つだけ。あなたの言葉じりをつかまえるわけしやご

ざいせんけれども、どうしてもあな方は戦力と言いたがらないのだね。これはやはり閣僚懇談会の打ち合せ事項になつてゐると思うのだけれども、オネスト・ジョンとか、F86 ジェット戦闘機は、あれは戦力と違ふのですか。これは答弁しないでもよろしい。あとでまた……。

○千葉信吾 十二時半ですから、一つこゝらで休憩してもらつて……。

○委員長（青木一男君） 暫時休憩して、一時半より再開いたします。

午後二時四十分開会

○委員長（青木一男君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

○吉田法晴君 憲法関係の資料のことについて重ねてお願いをいたしますが、帝國議會の憲法を審議せられまして、録事録は、一部、帝國憲法改正審議録戦争放棄案として参議院事務局において出版されておりますが、同じく国会編が原稿のみならず、印刷になつてあるわけでありまして、同じく印刷するに至つておりません。至急印刷製本の上配付せられるように要望をいたします。

それからこれも希望を申し上げますけれども、憲法改正案について一九四九年東京大学の憲法研究会から案が、これはまあ雑誌でありますが出ております。それから公法研究会から出ております法学協会雑誌、法律時報等にそれぞれ掲載されておるといふことでありますが、あわせてこれはタイプ程度でいいと思ひます。できれば御提出を願へば幸いと存じます。希望をいたしておきます。

○松浦清一君 午前中に私の質問に対する御答弁をいたして、その過程を通して憲法調査会を設置するというところについての自民党と政府の態度が、これを改正する必要があるから調査会を設置するという点については、自民党と政府の態度が一致してゐる。それから政府の方では改正するという態度はきめておられるけれども、具体的な案は持つていない、自民党の方では具体的に案を検討中である、こういうところまで来て、そして第九條の現行規定の中でも必要限度の自衛力は持つてゐるんだという、そういう御所見を吉野國務大臣がお述べになつたので、その自衛権の限度というのとはどの辺かという、こういう私の質問に対しては、具体的に御答弁にならなかつた。これはまあ吉野大臣にこれ以上御質問申し上げても今の政府としてこれこれの軍隊を持つことが自衛力の必要限度であるというやうな答弁は得られないと思ひますし、またそういうことはとうていなさ

らぬと思ひますので、政府に対するその点についてのその部分に關する限り質問いたしません。そこで提案者である山崎さんにお伺いしたいんですが、まだ未定稿だとおつしやられる、四月二十七日付で発表せられた自民党としての憲法改正についての基本的態度の中で、第九條に關連をして、自衛のため最小限度の軍備はこれを保持し得ることとする、こういうところまでの方針は御決定になつた模様なんです。これは書いてある通りに理解してよろしうございませう。

○衆議院議員（山崎巖君） 先ほども申し上げましたように、わが党の憲法調査会におきまして問題点として九條を取り上げておることは事実であります。しこりしてここに掲げておりますように自衛のための最小限度の軍備を保持し得るやうな規定を検討する必要がある、こういう意味で問題点として掲げておるわけでありませう。しかし何ゆゑにこれを掲げたかと申しますると、その理由は、午前にも申し上げましたように、九條二項をめぐりまして従来から国会におきまして、また学界におきまして、種々疑問がございます。非常に疑問とする方々があるわけでありませう。そういう点を明確にする意味において、こういうこの自衛のために最小限度の軍備を保持し得るやうな問題を検討したい、こういう意味でここに掲げておるわけでありませう。

○松浦清一君 午前中の吉野大臣の御答弁で、必要限度の自衛力、こういう表現を使われたのですが、自民党の党としての自衛のための最小限度の軍備といふのは一体どれくらいのことをお考えになつておられますか。五里霧中でございますか。それとも大体最小限度とはこれくらいの兵力だとか、これくらいのその他の装備だといふやうな、そういう点についてはお考えがきまつておらないのですか。

○衆議院議員（山崎巖君） その点は私どもの方として具体的にどういふ兵力、軍の力というやうなものを今検討いたしておりません。これは抽象的な表現にすぎないわけでありませう。

○松浦清一君 そうしますと、政府においても自民党においても、憲法の中で自衛のための戦力を持ち得るといふ、そういうふうに第九條を改正したいといふことはきまつておるが、その限度については政府としても党としてもまだ考えておらん、こういうことですね。これは私は言葉を繰り返してあなたの方にその質問を重ねてみて、その兵力量といふことについては御答弁がないものと判断をしますからこれは聞きませう。

そこで問題になるのは、今憲法の中でいろいろの議論があります。軍隊といふものを持つことができないではないかという強い意見があるために、今の自衛隊の諸君が一般の自衛隊以外の国民に対して遠慮がちなやつておる、こういうことですか。ところが昔の明治憲法時代の軍隊というのは一般の国民に対して、一般人とか普通人とかいふやうな言葉を使つて、少しその軍人であることが一般人よりも優位な立場に置かれてゐるんだといふ、非常に強い觀念が軍の中に浸透しておつたことは、これはまぎれのない事実なんです。今までの、現行の憲法の中で第九條違反だといふ大きな批判といひますか、世論があるがゆゑに、自衛隊が一般人に対して遠慮をしておるが、憲法の中でいふゆる自衛力たる軍隊を持つことは可能である、こういうやうなことを明記することによつて、觀念的にまた自衛隊の諸君がいふゆる一般人より優位な立場に置かれてゐるといふやうな觀念になるおそれがある。こういうふうに思ふのですが、それを抑制していくといひますか、そういう思い上つた感情、考え方を押えていくといふその手はどこで使つていくわけですか。

○衆議院議員（山崎巖君） 御指摘のよ

○松浦清一君 言葉としてはそういう表現を使われるでしよりし、またこういう案を提案をしたあなたの方の立場としては、そうおっしゃるのがあなたの方の立場から言えば当然であらうと思う。ところが今から六年前に、先ほども言ったように警察予備隊ができたときに、それが今日のように二十一万の勢力になるとか、それからオネスト・ジョンがやってきたりするというようにな、そういうことまで想定しなかったわけですね。おそらくその時分の国会審議の議事録を調べて、私は調べておきませんから、これを明確に申し上げ

になりました。明治憲法時代のような統帥権の独立というようなことも全然考えておりませんし、その自衛隊の最高指揮権は内閣総理大臣及び国会の統制下に置かれることは、私は当然だろうと思うのです。従いまして自衛隊の予算にいたしましても、編成にいたしましても、それに対して国会が最終の関与をされることはもちろんで、監督といえますか、そういうことにつきましても国会は相当あらゆる方面で権限を持っておられることと思うわけでありませう。もとより自衛隊におき

○松浦清一君 自衛隊というものの存在が憲法で認められて、その力が強大になるに従つて、そういう傾向はさら

年度の防衛関係の予算は千三百二十七億円、三十年度も千三百二十七億円、三十一年度は千四百七億円になってき

ておりますね。そうして三十九年度の千三百二十七億円が使われなくて二百三十四億円三十九年度に持ち越されてきたこともあなた御承知の通りなんです。一般の民生安定に關する費用あるいは災害復旧に關する費用あるいは社会保障に關する費用等が削減をされて、防衛関係費用が漸次増大しつつあるという傾向にあるのが今日の実情です。そして相当使いっぱなしに使って、二十九年度から三十九年度には二百三十四億円の金を使い残して持ち越してきておる。これはあなたも御存じの通り。あらゆる内政費の關係が相当抑制を加えられて、そして防衛関係費用が好きなだけ予算の中から天引きをされて、そしていろいろな事件を起して、そしてまた残して送り込まれる。国会が監視をしていくからいいではないかと言われけれども、今、軍備が増強されていくということを肯定し、そして憲法を改正してまで自衛隊の存在を法的に認めていくとするあなたの方の政党が過半数以上の力を持つておるわけですね。だからわれわれの党がこれは選挙で負けたんだから仕方ないじゃないかと言われれば、それまでのこともしれぬ。われわれの自衛隊に対する監督権というものはなかなか行き届いていないわけです。自衛隊の監督をする主力はあなたの方の党にある。自衛隊が金を使い過ぎたり、今問題になつておる中古エンジンの問題を起したり、汚職を起したりするといふ、その強力な監督の力というものは実質的にはあなたの方の党が持つておるわけですね。一体のものであると私は申し上げておられます。一体のものであるとは申しませんが、このような状態の中に

おいてそういう予算の乱費、汚職を起さぬように国会は監視していく、そう言つても今までの経験に徴してそれができていないわけですね。何か具体的に方針を変えてこれを監督せんことに、まずまず権力を強くしていくといふことは危険しごくだと思ふ。言葉の上だけでなしに、具体的にそういう予算の乱費事件等を起さないようにする方法、私は自衛隊の権力が強くなればなるほど、そういうことを起す公算が大きくなると思ふのです。あなたはそう思いませんか。

○衆議院議員(山崎巖君) 私は憲法改正の場合に自衛隊が認められたと申しまして、ただいまの起つておられますような弊害が非常に助長されると、この憲法改正の問題と直ちに結びつけて考える必要はないかと考えるわけでありまして。ただ自衛隊の現在の予算の使い方でありまして、あるいはいろいろな不正事件が何ゆゑに起つたかといふような問題につきましては、私——憲法調査会法案を提出しました自民党の私として、研究も不足でありますし、そういう点についての何らかの方策はどうだと言つておられることも、十分の御答弁がでないこともまた遺憾でございます。こういう問題につきましてはむしろ政府のその方面の責任者からお聞き取りになれば、明確な御答弁が得られるかもしれないが、私が詳細なことを申し上げることは非常に困難である、こういうふうに考えております。

○松浦清一君 山崎さんにこれを聞いておるのは、自民党の憲法改正の、あなた責任を持つておられる、党内のね、その点から改正案要綱という、決定版ではないけれども、中間報告が出ておるわけですね。その中で九条の第二項を改正しようという趣旨が盛られておるわけですね。そこで私は憲法が認められて、自衛隊の権力が強くなればなるほど、汚職の問題や予算乱費問題が拡大されてくるであらうと憂慮されるが、あなたはそういう心配はなさぬかと聞いておる。

○衆議院議員(山崎巖君) 私はたびたび申し上げますように、憲法の改正の問題と自衛隊のこのいろいろの行き方の問題とは直接結びつけてお考えを願ふ必要はないものと考えております。

○松浦清一君 言葉はくどくなりますけれども、端的にいうと、汚職だとか予算の乱費だとかというのは権力のあるところから起るのです。権力のないところで汚職をやつたり、あるいは国の予算の乱費をするといふようなことはないので、今のうちに憲法で認められておらないと判断される向きのあるその自衛隊の中においてすら、ひんびんとしたそういう事件が起つてくるのだから、法的にこの存在を認めて、どこからあれは憲法違反ではないかといふようなことを言われたいように憲法を変えて、そして自衛隊を増強していくといふことは、権力を強めていくことになりませんか。精神的汚職や予算乱費の問題が拡大されてくるという心配を私は持つ。あなたはそんな心配をお持ちにならぬかと、こういうことです。これはこの調査会法と關係のないことではないのです。憲法と關係のないことではないのです。そういうことなのです。あなたははそういうことは心配ないとおっしゃ

られれば、それで連記に残しておいて、もしもそのようなことが起つたときに、この次にまたあなたに質問するから、好きなように御答弁をしておいて、記録に残しておいてもらえればいいのです。

○衆議院議員(山崎巖君) 私は今申し上げましたように、憲法を改正いたしまして、自衛隊といふものが議論の余地のないような制度になつたといふことによつて、自衛隊の権力が直ちに増大するといふふうには考えません。今起つておられますようないろいろの、あるいは汚職の問題でありますとか、予算の不正使用の問題でありますとか、こういうものは監督の制度を嚴重にするといふことによつて防止する以外に方法はなかりと思ふ。ただ具体的にそれは監督を嚴重にする方法はどうかといふ御質問でありますれば、私としてはまだそういう成案を持つておるわけではございません。

○松浦清一君 それでは第九條のいわゆる自衛力の問題についての質問はそこでおきますが、あつた要綱に従ひますと、自民党の基本的態度に、よりどころといたして、国民の権利及び義務とか、家族制度の問題とか、いろいろここに上げておられます。これを通過して、今のあなたの方の党の憲法改正に關する態度として、人権と自由の上に立つておる民主主義といふものが現行憲法より非常に後退を示しておるということが感ぜられるわけですが、絶情的な問題としてそういうことは断じてないといふことをあなたはおっしゃる事ができるでしょうか、この今の態度の中で……

○衆議院議員(山崎巖君) おおねは主として国民の権利義務の問題ではないかと拝察するわけでありまして、私どもの基本的な考え方としては、現行憲法の基本的な人権に制限を加えませんが、あるいは制限を加えるといふような趣旨は毛頭ございません。むしろ基本的人権をますます伸ばしていきたい、こういう基本的態度をとつておるわけでありまして。

○松浦清一君 家族制度の關係について現行憲法の規定は協同体としての家族の存在意義を否定するがごとき誤解を与えているといふのは、一体どういふわけなんです、現行憲法と比べてみてですね。

○衆議院議員(山崎巖君) 現行憲法の二十四条であります。これは社会協同体としての家庭生活についての問題に觸れておらぬように思ひます。そこで、私どもとしては、もとより旧戸主権の復活といふようなものは毛頭考えておりません。ただ外国の憲法等を見ましても、家庭生活に關する規定は実例がたゞさんあるわけでありまして。そういう点から考えまして、この二十四条が家庭生活といふことに觸れていないために、家庭生活についてはこれを保護する必要はないのではないかといふような考え方を往々にしてあるように私どもは思ひますので、この家庭生活を保護するといふような意味の規定について検討を加えたい、むしろそういう規定を入れるか入れないか、これは非常に考究を要する問題だと思ひますが、研究の問題として私どもがここに上げておるようなわけでありまして。

○松浦清一君 現行憲法の第二十四条に、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」とあるが、家庭協同体の基本になると私は考えるのですが、これをどうして改正する必要があるのでか。家庭協同体を作る、そういう言葉では表現されておらずすけれども、やはり昔の家長制度を復活させようということがある中ひそんなおもしろい思われるのですが、その点はどうか。

○衆議院議員(山崎巖君) 私どもは今申し上げるより従来戸主権、往時の戸主権中心の家族制度の復活ということは毛頭考えておりません。二十四条をどうにもなりますると、夫婦の關係ははつきり書いてございすけれども、その他の家族の問題については触れておらぬように私も思ひます。そういう意味で家庭生活というものをもう少し検討してみても、これが保護について必要があるならば規定を設けるのがよろしいのではないかと。それが結論ではもとよりございせんけれども、そういう意味でこの条文について検討を加えておる段階でございす。

○松浦清一君 必要があればということですが、あなたの立場——憲法改正に關する党内におけるあなたの立場、あなた個人としてはどういふお考えでございませうか。これは非常に重要な点なのです。それで答弁としては今あなたのおっしゃるような答弁をされれば非常に無難ですけれども、答弁としてははすね。しかし、もの真相を究明していくには、そのときに上手に言い回してすると逃げたらいと

いうことではないわけですが。これは家族制度と民主主義の根本的な非常に原則問題ですから、それが究明されてきて、そうしてどうせあなたの方では調査会ができれば改正案というものを結論をつけて調査会に持ち込まれるに違いないんだ。先ほどからおっしゃっておられるように、あなたが持ち込まれるか、自民党側から出られる、国会議員から選ばれた三十名のどなたが持つていかれるか知りませんけれども、とにかくあなたがたの方から改正案を持ち込まれるというところは、これは想像ではなくてほんとに確定的な問題として考えているわけですが。そこで調査会設置に賛成するか反対するかという私どもの態度をきめる前に、その辺のところを筋を立てて明確になることを私は要望するから、非常に上手な答弁でつけてございすけれども、それでどうも逃げた歩いたらおしまいだというのでは、これは問題の本質を振り下げたなには、自民党として憲法改正の責任を持つておられるあなたの気持はどの辺にあるのかというのです。

○衆議院議員(山崎巖君) 事憲法に關する問題でございすから、私もきわめて真剣に御答弁を申し上げておるつもりであります。ただいまの家族制度の問題につきましては、現在の段階におきましては、わが自由民主党の調査会におきましては、この参考資料に差し上げてございすように、家族制度の「要否」について検討を加えておる段階でございす。自由党時代の結論が往々にして旧家族制度の復活ではないかという誤解を受けた点は、表現の点において多少私はなきにしもあらずと思

うのです。私どもは自由党のあの結論については別にこだわっておりません。むしろ新たな観点に立つて、家庭生活の保護ということが、必要があるかどうかというところを検討したのが、現在の段階でございす。この調査会におきまして、いろいろ誤解も生ずるから、そういう規定は要らんじやないか、こういう説もございす。しかし結論として、それじゃ家族制度という問題には触れないかということにもなっておりません。現在の段階は、ほんとうにその家庭生活の保護という規定を設けるか設けんかという要否を検討しておるのが実際でございす。決して私はこの場限りの答弁を申し上げておるつもりではございせん。実際のところを申し上げていふつもりでございす。

○松浦清一君 吉野国務大臣に伺いますが、今までのこれは時間の關係もありますから、全面的に自民党の基本的態度について、私は究明するということは許されませんが、とにかく今までの審議をしてきておる自民党の憲法改正に關する態度の、今までの大體きまつておる態度ですね、それを政府の憲法担任の吉野国務大臣としては、おそろくごらんになって研究しておられるかと思ひますけれども、まず自民党を離れて、あなたの態度としてはどうですか。こういうことで調べていくのが、これは当りまえだと思ひておりますか。

○国務大臣(吉野信次君) それは私個人の見解をお尋ねでございませうか、それとも政府を代表しての私に對するお尋ねでございませうか。

○松浦清一君 あなたは先ほど言つておられるが、そこに出、そこにすわつておられるのは、速記でもとめて、非公式に話をするならば別であるが、記録に残しながら質疑応答を続ける過程ですから、あなたは憲法担任の国務大臣たる以外のあなたはないので、政府の立場から御答弁を願ひたい。

○国務大臣(吉野信次君) 政府といたしましては、午前中にも申し上げました通り、具體的の憲法改正というものの点については、何らまだ結論を持っておりませんから、全然白紙でございす。

○松浦清一君 それは午前中に聞いてわかつておるのです。政府としての憲法改正の具体案を持ってないということとは、それは持つてなければ仕方がないと思ひます。ですから今聞いておられるのは、自民党の憲法調査会では、その山崎さんが主任になつてやつておられるこの経過は、あなたも聞いておられるだろうと思ひます。だから政府としては、自民党が勝手にやつておるのだから、どういふ方向にこの改正の焦点が向いていこうと勝手だと思ひておられるのか、支持する立場をとつておられるのかということなんです。全然知らん顔をしておられるのか、知つて大體この方向にいくのならばよろうかと考えておられるのか、こういうことです。そこでそういうことを閣議で相談をしてきめたことがないからと、あなたはおっしゃるかも知れませんが、閣議できめたこと以外には、大臣としては答へられないことではないのですから、憲法担任の大臣としてのお答を願ひたい。

○国務大臣(吉野信次君) それでは午前中にも、閣議できめた云々のことは取り消しておきまから、ただ政府としてただいまお話のありましたことは、これは自民党の問題点であるというところは承知してございすけれども、これに對して、これだいいとか悪いとか、あるいはこれにどういふ指示を与へるといふことは全然考えておりません。

○松浦清一君 これはおそろく考えまするのに、自由民主党と政府とはこれは別だけれども、自由民主党という政党が現在の政権を担当しているわけだ。そうして各大臣は自由民主党の人なんだ。それだから機関としては別であるけれども、内容的には一体のものであると解さざるを得んのです。そこで自由民主党の中でこれは研究している最中の態度であらうけれども、これがまともな、憲法調査会が発足すれば、その中に持ち込まれることは、これはもう明らか事実である。予測でなくて、そういう経路をたどるであらうことは間違いない。ですから自由民主党としてこのいふ考えで憲法を改正するのだという態度が、憲法調査会の中に持ち込まれるとするならば、非常にわれわれの立場としては、まだまだ研究をしなければならぬ点があるから、くどくどと山崎さんに時間をわすらわしてお尋ねをしていふわけですが、最後に私は吉野さんに聞いておきたいのですが、今は案を持っておらないとおっしゃるが、調査会が設置されれば、政府は先ほど速記録を読まれたように、政府として案を持つのだと、鳩山総理は言つておられるのでありまして、政府として案を作るつもり

ですか、それとも自由民主党の中でできた案を調査会で審議すればいいとおっしゃるお考えでありますか、その点どうですか。

○国務大臣(吉野信次君) 先ほどの總理のお話も、要するに憲法調査会が答申があつてから上の、その答申に基いて案を作るのだらうと、こういう意味だらうと、こういうふうにもまあ私は考えております。(「違いますね」と呼ぶ者あり)私は了承いたしております。とにかく政府といたしましては、調査会ができたとしても、調査会と離れて独自な案を作るといふような考え方は持っておりません。全部が調査会というもので、御検討願つて、その結論を得た上に、これをどうするかということには、そのときの政府がこれは考えなければならぬ、こういうことだらうと思ひます。

○松浦清一君 それはあれですね、水かけ論みたいでございますけれども、先ほど速記録を私が読み上げましたように、あなたの方ではです、鳩山總理が政府として原案をもつて臨むのだという事を表明しているのは、それは調査会から答申をされた案をもつて国民に臨むのだというふうに、あなたの方は解釈したいだらうと思ひます。しかし速記録に残っている文字の上からだけ解釈すれば、調査会に持ち込む原案を政府は持つべきだといふふうに理解されるように、速記録に残っているわけでは、速記録が残っているわけでは、それで憲法調査会で賛成するかしないかという判断の基礎になるのは、その調査会に政府が案を持ち込むのか持ち込まないのかということも判断の一つの基礎になる。自由民主

党の中から持ち込まれるだらうということとは、これは確定的です。ですから先ほどから自由民主党の中で研究しつつある改正要案、その要案に対して政府はどう考えておられるかということ、私が聞いておられるのもそれなんです。自由民主党の中にできた改正案を、これを政府の案と言わずに、自由民主党の中から持ち込まれた案だとして、黙つてそれを肯定しながら、調査会に対する原案としてこれが提出されるというふうなことになるのは、調査会ができれば自由民主党の改正案が私は原案になつて審議される、しかも国会議員から選ばれる三十名の中に、どう

いう各会派の割当でお選ばれるつもりかそれは知りませんが、とにかく二十名の委員を選ぶという事は、これは内閣總理大臣の御都合によつて選ぶことができるわけですね。そうすると与党的な、政府的な調査会になることもこれは明らかです。そうすれば、たとえば政府が原案を持たないとして、自由民主党から持ち込まれた案がその調査会の答申案となつて、大体それを骨子としたものが出てくるであらうという事は想像にかたくないわけですね。そこで自由民主党の改正に対する基本的態度についてどうと私ども質問しているのは、この調査会に最後に賛成するか反対するか態度をきめる上に非常に重要な要素になるからとくどく私は聞いておるわけですね。そこで、今まであなたの方の答申から総合して結論づけられるものは、政府としては原案を出さぬ、政府としては原案を出さぬ、自由民主党は、自由民主党の中から選ばれる国会議員の中から選ば

れる委員を通して、これを原案として調査会に出す、こう判断してよろしうございませうか。先ほど山崎さんの午前中の答申の中で、自由民主党としては出さぬかもしれないけれども、自由民主党から出ていく調査会の委員たる国会議員の人が出す公算はある、出すかもしれない、こうおっしゃつた。ですから、あなたの方で定められた改正案が、あなたのほうから出た委員によつて調査会に持ち込まれる、こういうふう

に判断をしてよろしうございませうか。

○衆議院議員(山崎巖君) 先ほど申し上げましたように、憲法調査会が内閣にできました際に、わが党で研究しました研究の意見を参考の資料としてその調査会に出すことは私は当然然り得ると思ひます。ただ、それは参考意見でありまして、それを取るか取らぬかということ調査会自体の自主的研究の結果に待つことは、これは当然であると思ひます。私どもの意見が直ちに原案になる、こういうものではないことは、これまた私はきわめて明瞭であらうと思ひます。十分の御検討を独自の見解においてなされる場合の一種の参考資料である、こういうふうに申し上げたつもりでござい

ます。

○松浦清一君 それはその通りです、あなたが今まで言つてきたのは、それはそういう出し方をされるでしょう。それは間違いない。前言と少しも変わった答弁ではない。その通りです。あなたが先ほどから言つておられます通りに、民間から選ばれる二十名の委員は内閣總理大臣がお選びになる。国会議員から出る三十名のその大きな部分の勢力はやはり与党的立場をとる人から

選ばれるものと、今の議席数から判断をして考えなければならぬ。そうすると、自由民主党からたれかが持つて出られたあなたの方の改正案が大きなウエイトを持つて原案の価値として組上

に上つてくる。審議の組上に上つてくるのだ、こういう工合に判断をしてよろしうございませうか。

○衆議院議員(山崎巖君) 私どもの党でやつておりますのは、先ほど申し上げましたように、党の政策として憲法改正といふことを出してあります。従ひまして、その線に向つて検討を進めておるわけでございます。しかしながら、内閣の調査会は、先ほどからだんだん御議論がございましたように、憲法改正の要否、並びに改正の必要ありとするならばどういふ部分を改正するかといふことを御検討を願うわけでありませう。しかも、その調査会には、わが党の調査会と違ひまして、おそらく私は現在の憲法に改正を加えることに反対の方も御参加を願えるものと思つております。そういう御意見も十分この調査会で御検討を願ひまして、そつして適当な、この重大な憲法の問題でございませうから、妥当にしてかつ適当な結論を得られることがこの調査会の使命であらうと考えているわけ

でございませう。

○松浦清一君 言葉じりをつかまえてどうこうと言つてわけではないのですけれども、今までのその確認をされてきたのとちよつと違ひようなことを今あなたおっしゃられたのですが、憲法調査会を設置するといふことは、自由民主党も政府も憲法改正の要ありと認めて設置するのだといふことは先ほどの質疑答で明確になつたのです。午前

中明確になつたのです。今あなたは、憲法改正の必要があるかないかといふことを調査会は独自の立場において調べるのだといふような表現をされたが、その辺のことは非常に大事なことなので、前をひっくり返さないようにしてもらいたいと思ひます。

○衆議院議員(山崎巖君) 私はこの委員会ではたびたび申し上げたこととございまして、決して前言を翻すつもりはございません。先ほどの御議論は、私はこういふふうには了解いたしております。私が申し上げることもまたその通りでございまして、わが党として、憲法改正の必要があるといふ観点から、党内の調査会で検討を進めております。しかしながら、また政府も憲法改正の必要ありといふことは先ほどだんだん御議論のありましたように、鳩山總理も何回かの機会に申されております。また吉野國務大臣もそれを認められております。しかしながら、今度でございます調査会、政府がどう考へておらうと、あるいはまた自由民主党がどう考へておらうと、それは別でございまして、憲法改正の要否、並びに改正の要ありとするならば、いかなる点を検討するかといふことがこの調査会の使命だと考えております。また、そのことは私はたびたび繰り返して申してまいりました。今日午前の御質問に對しまして、その点のことを申し上げたつもりでございませう。もしも、私の申し上げ方が足りなかつたために誤解がございませうれば、ただいま申し上げますのが私のたびたび申し上げてきた言明でございませうから、そういう

ふりに御了解を願いたいと思ひます。
○松浦清一君 最後によつとだめを
押しておきたい。それは、憲法調査会
というものができれば、憲法調査会と
いう一つの性格ができるんです。調
査会そのものの。だから、その調査会
そのものの性格を今からどうこうとい
うのはまだ早い。今はできるかできぬ
かわからぬのだから早いですよ。だか
ら、調査会を作ろうという自民党の目
的、政府の目的というのは何であるか
ということが問題になった、午前中。
調査会を作りたいという目的は一体何
であるか、こういうことが問題になつ
た。それを私何度でもだめ押しをした。
自民党としては、憲法改正の要ありと
認めて調査会の設置の提案をしておる
という態度をあなたは表明された。政
府も憲法改正の要ありと考えて、前か
らの鳩山総理または清瀬文部大臣の発
言を肯定された、吉野さんはです
ね。そういうことなんです。それは問
違ひないでしょう。

○衆議院議員(山崎巖吉) 私は午前中
もはつきり申し上げたつもりでありま
すが、憲法の問題はきわめて重要な問
題であります。従いまして、わが党と
しましては、改正という方向に今検討
を進めておられますけれども、これは一
党一派でそういう結論を出して押しつ
けるべきものでない。従つて、もう少し
広く各界の代表的な学識経験者も加
えまして、国会議員もまた加わつて、
そうして、反対意見、賛成意見を十分
そこで戦わしまして、その上で結論を
得たい。そういう場合には、もとより
この内閣にできます調査会としてしまし
ては、憲法改正の要否並びに改正の必要
ありとするならばいかなる点を改正す
るか、こういうことを御検討願いたい。

これは私午前中の言明と何ら食い違ひ
はないと確信をいたしております。
○梶原茂吉君 きわめて簡単に二、三
点伺いたい。第一は、憲法調査会の性
格の問題であります。今もいろいろ質
疑応答があつたわけでありまして、こ
の調査会法案は、国家行政組織法に關連
する法制である。従つて、憲法調査会
なるものは、純然たる行政機関、こ
ういふに当然考えられるわけですが、
けれども、そう考へていいわけですか。

○政府委員(林修三君) 提案の立場で
ない私の方からお答えするのはまあ
筋違ひかも知れませんが、この法案
を拝見いたしましたことから申せば、
国家行政組織法は内閣のもとにおける
総理府及び各省の行政組織について実
は基本組織をきめた法律でございます
が、この法律は、この新しい憲法調査会
は、この法案の中にもございまして通
りに内閣におくことになっておるわけ
でございます。いわゆる内閣そのものの
一つの機関としてございまして、こ
ういふことと申します。国家行政組織法
の適用をすぐ受けるわけじゃありま
せんけれども、行政機関としてこの法
律によつてございまして、こつていふ
に解釈せざるを得ない。従つてこの憲
法調査会が総理府の管理のもとにおか
れるわけですから、総理府は、この調査
会を監督するといふことは当然の責任
であり当然の権能、こつていふに理解
されるのですけれども、それでいいで
しょうか。

○政府委員(林修三君) これが内閣の
もとにおかれる一つの機関であること
はおっしゃる通りだと思ひます。行政
機関といふ言葉でございまして、行政
機関といふ言葉でございまして、行政
機関といふ普通行政官庁的な機関
でないことはこれは明らかであります
で、この法案に書いてありますように
使命を持つていふゆる独自の立場でこ
の憲法改正の要否、あるいは改正する
要ありとすればその問題点を独自の立
場で審査する一種の審査的な機関だ、
こつていふものを行政府におかれる機
関だといふれば、普通の行政機関とも
しれません。普通の行政機関とは非
常に性格が違ふと思ひます。こつてい
ふ性格から申しまして、内閣にござい
まして内閣総理府が普通の行政機関
を監督し、管理するよりな立場でこれ
を管理し、監督するよりな制度のもの
ではない。つまりこつていふ審査的な機
関でございまして、独自の立場でこ
の機関は審査をし、審議をし、答申を出
す、それに対して総理府が一つどう
しろこつていふというやうなことは言
へば筋違ひのものではないと思ひます。
このように考へるのであります。

○梶原茂吉君 いわゆる普通の行政機
関とその機能が違ふことはこれはもう
常識的にはつきりしてゐる。がしかしな
がら総理府によつて任命される委員は
やはりこれは公務員なんです。この法律
によつてその身分といふもの及び職分
ですか、これが生れる、今お話しした
ことは総理府の管理下にあるといふこ
とは条文にある。とこでこの会が独
自にその機能を果し、総理府はその機能
に対して何ら関与しないのだといふこ
とを説明されておるのでありますけれ
ども、そういうことはどこにもないの
であります。一体それはどこから出て
くるかといふことであります。

○政府委員(林修三君) もちろんこの
調査会の委員は特別職の公務員とい
ふことになっておりますけれども、こ
ういふ性質の調査会、これは調査会の所
掌事務はこの法案の第二条にもありま
す通り、憲法についての検討を加へ、
これについて報告をするといふこと
になつておるわけでありまして、こつてい
ふ職能から申しまして、こつていふ権限か
ら申しまして、普通の意味の行政機関
のように総理府が一つ管理をし、監
督すべき性質のものではないことはこ
れは明らかだと思ひます。こつてい
ふ機関でなくとも、かりにいふゆる諮問機
関と称せられるもの、かりに総理府大
臣から諮問を受けるものでございして
も、あつていふ諮問機関は御承知だと思
ひますが、普通の行政機関とは違ひま
して、あるいは任命権はあるかもしれ
ませんが、こつていふことがあり
ませんけれども、こつていふことがあり
ます。総理府大臣なりその所管大臣が
指揮すべきものではないと思ひます。
これはこつていふ機関の性質上当然
こつていふことが出てくるものとわれわれは
解釈しておるのであります。これはま
たこつていふ諮問機関といふより性質
のものでもありませんし、諮問に
あつて、こつていふ意味から申しまし
て、ますます独立的な性質の強いもの
であります。この議事の運営について
指揮し監督するといふものではない、
これは機関の性格から出てくるもの
と、かように考へております。

○梶原茂吉君 一般の行政機関の機能
と違ふ点は当然であります。普通こ
ういふ種類の調査会にはほかに例はある
と思ひます。しかしおつていふ諮問機
関であつて、政府がそれに対して諮問
をして答申を受ける、その諮問を受ける機
関はそれはその独自の考え方によつて
政府に対して答申をすればいい。とこ
ろがこの憲法調査会が諮問機関ではな
い、内閣における一つの行政機関とし
て存在しておる、総理府の管理下に置か
れておるのであります。しかもこの職
能といふんです、目的といふんです、
機能が、この二条を見ますと、憲法
の検討、関係諸問題と、きわめてこれ
は広範な問題であります。これをどう
いふふうにつかまへ、どういふふう
に調査をしてゆくかといふよりなこ
とは、これはやはりこの調査会を管理
しておる責任者である総理府大臣がや
り当然の責任として指揮監督するとい
ふふうに考へることもこれは一つの考
え方である。こつていふ調査会だから、
当然こつていふ調査をする機関であるか
らそれは独自であるんだ、それは当然
なんだといふふうには簡単に割り切り
得ないやうな実は私疑問を持つのであ
ります。その点もう一度一つお答えを
願ひたい。

○政府委員(林修三君) これは行政府
に置かれる機関でもいろいろの性格の
ものがある。普通行政官庁的な性格の
ものもございまして、普通行政官庁
的なものもございまして、あるいは
諮問機関的なものがある。行政府の諮問を
受けてそれに基づいてある事項を調査、審
議し意見を出すといふ機関もございま
す。それからもう少し進んでこの調査
会のように具体的な諮問を受けないで
も、法律の規定に従つてある事項につ

とも、こつていふことはどこにもないの
であります。一体それはどこから出て
くるかといふことであります。

○政府委員(林修三君) もちろんこの
調査会の委員は特別職の公務員とい
ふことになっておりますけれども、こ
ういふ性質の調査会、これは調査会の所
掌事務はこの法案の第二条にもありま
す通り、憲法についての検討を加へ、
これについて報告をするといふこと
になつておるわけでありまして、こつてい
ふ職能から申しまして、こつていふ権限か
ら申しまして、普通の意味の行政機関
のように総理府が一つ管理をし、監
督すべき性質のものではないことはこ
れは明らかだと思ひます。こつてい
ふ機関でなくとも、かりにいふゆる諮問機
関と称せられるもの、かりに総理府大
臣から諮問を受けるものでございして
も、あつていふ諮問機関は御承知だと思
ひますが、普通の行政機関とは違ひま
して、あるいは任命権はあるかもしれ
ませんが、こつていふことがあり
ませんけれども、こつていふことがあり
ます。総理府大臣なりその所管大臣が
指揮すべきものではないと思ひます。
これはこつていふ機関の性質上当然
こつていふことが出てくるものとわれわれは
解釈しておるのであります。これはま
たこつていふ諮問機関といふより性質
のものでもありませんし、諮問に
あつて、こつていふ意味から申しまし
て、ますます独立的な性質の強いもの
であります。この議事の運営について
指揮し監督するといふものではない、
これは機関の性格から出てくるもの
と、かように考へております。

○梶原茂吉君 一般の行政機関の機能
と違ふ点は当然であります。普通こ
ういふ種類の調査会にはほかに例はある
と思ひます。しかしおつていふ諮問機
関であつて、政府がそれに対して諮問
をして答申を受ける、その諮問を受ける機
関はそれはその独自の考え方によつて
政府に対して答申をすればいい。とこ
ろがこの憲法調査会が諮問機関ではな
い、内閣における一つの行政機関とし
て存在しておる、総理府の管理下に置か
れておるのであります。しかもこの職
能といふんです、目的といふんです、
機能が、この二条を見ますと、憲法
の検討、関係諸問題と、きわめてこれ
は広範な問題であります。これをどう
いふふうにつかまへ、どういふふう
に調査をしてゆくかといふよりなこ
とは、これはやはりこの調査会を管理
しておる責任者である総理府大臣がや
り当然の責任として指揮監督するとい
ふふうに考へることもこれは一つの考
え方である。こつていふ調査会だから、
当然こつていふ調査をする機関であるか
らそれは独自であるんだ、それは当然
なんだといふふうには簡単に割り切り
得ないやうな実は私疑問を持つのであ
ります。その点もう一度一つお答えを
願ひたい。

○政府委員(林修三君) これは行政府
に置かれる機関でもいろいろの性格の
ものがある。普通行政官庁的な性格の
ものもございまして、普通行政官庁
的なものもございまして、あるいは
諮問機関的なものがある。行政府の諮問を
受けてそれに基づいてある事項を調査、審
議し意見を出すといふ機関もございま
す。それからもう少し進んでこの調査
会のように具体的な諮問を受けないで
も、法律の規定に従つてある事項につ

いて調査、審議をいたしましてその結論を出して、意見を出す、こういう機関もあるわけでございます。この憲法調査会は性格的に申せば、具体的な諮問はございせんけれども、つまり今梶原先生のおっしゃいました諮問機関の性格に似通つたものだと思うのであります。具体的な諮問はございせんけれども、いわゆる審議機関と申しますか、あるいは普通の行政官庁ではないわけでありまして、これは性格上当然それを所管する大臣の指揮監督を受けるべき性格のものではないと思つて申せば、何々大臣の監督に属するか、何々大臣の所轄に属するというような表現で置かれるものでありまして、つまり具体的な指揮監督はできない、審査的な機関であるという以上は当然に独立した審査と答申をすべき機関である、かように考へておるのであります。

○梶原茂喜君 同種の例が他にあるというお話でございますが、どういふものがございましょうか、私ちよつと見当らないのでございまして。

○政府委員(林修三君) 具体的ないわゆる普通のやつは諮問機関といわれておりますが、あるいは諮問機関でももちろん具体的な諮問に応じて活動をするのみでなくて、みずから調査して建議をする権能を与えられておるものも多いわけでございます。この調査会は具体的な諮問を待たずして法律によつてそういうような一定の事項を調査し審議する権限を与えられた、こういうものだと思うわけでありまして、性格からいへば審査的な、審議的な機関であります。

○梶原茂喜君 その例はありますか。

○政府委員(林修三君) こういうふうな諮問をしないで法律で直接与へたものは比較的少いと思ひますが、社会保険制度調査会、あれはたしか具体的な諮問——私に今こゝちよつと条文を持っておりますが、社会保険制度に關しての意見を出し得ることになっております。あるいはあれは第一回に包括的な諮問をやつたかもしれませんが、これも、実際は今の運営は独自の立場で、今年はいくうことについて調査をする、これはこゝちよつと調査をすることをいふふうにしてやっております。ほとんど独立的にやつていふかと考へております。(それはほんとうか)と呼ぶ者あり。

○千葉信君 関連して。どうも林さんの答弁ではつきりしないんです。今の御答弁で了承したいが、この調査会が国家行政組織法に基く諮問的な委員ではない、行政機関ではない、もちろんこれは第三条に基く委員会ではない、これは第八条に基く諮問的な、もしくは調査的な委員会か、それでもない。もつともこの第八条によつて設けられる調査会であるとすれば、政府の方から出ている今度の国家行政組織法一部改正法律案によると、この第八条のあとの方に、臨時のものについて、これは法律によらないで政令で設けるといふことになっておりますから、それに該当するものだとすれば、こゝで目の色を変えて審議をしてみても始まらない。もしもこの法律案が不成立に終つても、政府はその場合には新しい国家行政組織法の改正法によつて設置することができるといふことになりまして、これは問題でない。

い。しかしそれでもない、内閣に置かれる——内閣に置かれるその内閣法の根拠となるところは一体どこですか、十二条でしようか。

○政府委員(林修三君) これが国家行政組織法に基くものでないことは、これは御了解だと思つたわけでありまして、総理府に置かれるものではあります。内閣に置かれるもので、ある意味において国家行政組織法の適用はないわけでございます。性格的に申せば、いわゆる調査的、審査的な機関でございまして、いわゆる普通の国家行政機関でない、調査的な、審査的な機関である、こゝちよつとこゝちよつと思つたわけでありまして、しからば内閣法の規定に従つて置くのかというお話であります。これは実は法律対法律の關係でございまして、内閣に置く機関は、内閣法に根拠がなければ置けないというわけでも、それはないと思つたわけでございます。御承知のように内閣に現在置かれております機関は、内閣法に基いて内閣官房がございまして、そのほかに内閣法制局がございまして、それからたゞいま外国為替及び外国貿易管理法に基いて閣僚審議會というものが置かれておるわけでございます。こゝちよつと官房以外の法制局あるいは閣僚審議會というものは、これはいわゆる十二条に基く機関かどうかということになるわけでございますが、これは、十二条は御承知のように「内閣の事務を助けしめることができる」、そのために機関を置けるというふうに書いてあるわけでございます。そういう意味から申しまして、これを十二条に基く機関だと言ひ切る必要はないん

じゃないか。つまり独立の法律に基いて一つの機関を内閣に置くということ、は、その必要性があれば私は置けるものじゃないかと思つたわけでありまして、内閣法十二条に必ずしも基いたもの、と、さう言ひ切る必要はないのじゃないかと私は考へるわけでございます。

○千葉信君 ますますもつておかしいですね、いいですか、あなたは十二条にも基くものではない、こゝちよつと申すところ、内閣法のどこに一体こゝちよつと珍妙な機関を置くことができるという根拠があるんですか。ないことになると、今あなたの引用された十二条です。さうしてその十二条というのは、内閣には内閣官房を置くことができる、これは閣議事項の整理とか、その他内閣の庶務をやる。「前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる」、あなた方もさうだ、われわれもさうだ、少くとも憲法の内容について論議をした、調査をしたりするといふことが、内閣の事務でないといふことははつきりしている。行政機関の事務でないことははつきりしてゐる、これによつて設けたといふことになればますます不当だ。ところがこれにもない、これにも該当しない、どこに根拠があるのですか。

○政府委員(林修三君) これは、内閣法が予想しておりますのは、今おつしやいました通りに、内閣の事務を助けさせるために、法律の定めるところによつて、官房以外の機関を置くことが

できると書いてあるわけでございます。これは現在のわれわれのおりまう法制局がこれに当るかどうかについて、いろいろ議論のあるところでございますが、しかし内閣法は必ずしも特別の必要性に基きまして、内閣にある機関を置くことを私は否定したものではありません。従ひまして現在防衛庁設置法に書いてございましてあるいは国防會議、あるいはこの憲法調査会等々の機関も置くことは、(何で設けるか)と呼ぶ者あり)法律をもつてすれば私は置けるものだ、かように考へておりました。それが内閣に置くことが適当かどうかという問題はございまして、けれども、内閣に置くことは法律をもつてすれば私は置けるものだ、かように考へておるのであります。

○千葉信君 あなたは今国防會議を例に引かれました。国防會議は防衛庁設置法の四十三条ですか、あれに基いて内閣に置く、しかも内閣に置く場合は、これははつきり内閣法にも——防衛に關する事務、あれは行政事務です、さうでしやう。憲法の問題を調査審議するといふことが事務ですか、そんなことではない。さうすると、あれを例に引くといふことは私は當を得ないと思ふのです。

そこで梶原君の質問に対してお答えになつたように、これは国家行政組織法に基くものではない、一体それじゃ内閣法に基くものかという、それに、関係の条文はない、根拠条章がない、しかしそんなものはないとも内閣に置ける、——あなたは法制局の長官としてそんな議論を吐いちゃいけませんよ。国の行政組織もちゃんと根拠法があつて、それに基いてこゝちよつとに設

けるのだという基準が規定されておる。国民もそれで承しておる、われわれもそれで承しておる。それに基くものでない、内閣に置く機関等について、内閣法のどこにもない珍妙なものを置く、そういうものを設置するといふことが許されるかどうか。結局あなた方は、内閣なんか置くべきでないという機関を、しかも合法的にやるためには、内閣法のどこかを直さなければならぬ。直もしないで、置こうと思えば置けるはずだ——そんな答弁がありますか。

○政府委員(林修三君) これは何回も実はお答えいたすわけでございまして、内閣法は、内閣官房以外に、内閣法十二条四項の機関しか置いてならないというのではないわけでございます。内閣の事務を助けさせるために、内閣官房のほか、法律の定めるところによって、機関を置くことができるという内閣の事務を助けさせる機関以外にある種の機関を設ける必要がある、そういう場合は、それを内閣に置くのが適当か、総理府あるいは各省に置くのが適当かという議論もございまして、けれども、事務の性質上内閣に置くことが適当な機関を法律に基いて内閣に置くことができる、かように考えておるわけでございます。これはそういう機関を内閣に置くことが適当と認められる以上は、私は内閣に、法律をもつてすれば置くことができる、かように考えたいと思つております。

○千葉信君 答弁が少し変わってきた、十二条に該当するものじゃない、しかし置こうと思えば置くことができる、さつきはそう言つて、問い詰められたら今度は、その条文をうまい工合にちよろまかして、必要な機関を置くことができる、あなたはこういうふうにごで切り離している。あなたはそこに法律を持っていて、別に法律よく読んでごらんない、「別に法律の定めるところにより」からあつては「必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる」というのがこの条文にありませんか。これを切り離して、必要な機関と別で、内閣を助けるという条件はこれまた別だ——あなたそんな答弁ありますか、あなたは法律の専門家じゃないか、われわれ常識で全然納得のいかないようなそんな法律の解釈があるか。

○政府委員(林修三君) 先ほどから何回もお答えしておるわけでありまして、内閣法の十二条は結局この内閣官房のほか、内閣の事務を助けさせるために法律の定めるところによつて必要な機関を置けると書いてある。またそれにとどまるわけでありまして、必ずしもいわゆる内閣官房の、あるいは内閣官房に準ずるような、内閣の事務を助ける、そういう性質を必ずしも強く持つておらない機関を内閣に設ける、これは法律をもつてすれば私は設けられると思つております。十二条は必ずしもそういう機関を設けてはいけなというところではない。また内閣法全体の精神から申しまして、またどこからも出てこないと思つて、法律をもつてすれば内閣に適当な機関を置く、かように考えております。

○梶原茂嘉君 ともかくもこの調査会が諮問機関ではなくて、行政機関であることは私は明かかと思つて、従つてこの機関が独自で調査をし、独自でこういうものを出す。何ら管理大臣である総理大臣の指揮監督を受けないということも、これは内閣の方針としては総理大臣がそういう方針をとれば、それは私は可能であらうと思つて、この制度自体から必然的に根拠があつて、そういうものがあつても、それははねつけるといふふうな性格のものであれば、やはりその根拠がなくなつたらんと思つて、独自にやらすか、適当な一つ指揮監督をしていくかというところは、これは私は内閣なり総理大臣の方針によるんじゃないやなうか。こう思ふのですけれども間違ひでしょうか。

○政府委員(林修三君) 今梶原先生のお話でございまして、いわゆる諮問的な機関であれば、性格上当然これは独自で意見を作つて答申をすべきである、こうおっしゃつたわけでありまして、私は性格から申せば、普通の意味の行政事務をやる行政機関ではなくて、具体的な諮問はございませぬけれども、むしろそういう今おっしゃいました諮問的機関に似通つた方の性格だと私は思ふわけでありまして、これはいわゆる先ほどちよつと例に引きました社会保険制度審議会でございますか、これもこの法律から申せば、みずから実は社会保障制度に關して審議をして政府に意見を述べるといふことになつております。これもそういう意味においては諮問機関ではございませぬけれども、ごく広い意味で申せば諮問的な機関でございまして、いわゆる普通の意味の行政機関ではないという意味においては、具体的な諮問はございませぬけれども、つまりある事項についてみずから行政事務をやるんじゃないやうな意見を

出す、意見を出して総理大臣なり内閣に出す。そういう性格においては諮問的と申しますか、そつちの方に近い性質を持つております。憲法調査会もそういう意味でございまして、具体的な諮問はございませぬが、この第二条から申しましてこういう案件につきまして調査検討をした上内閣に報告をする、あるいは内閣を通じて国会に報告するといふことになります。みずから一定の行政責任をもつて行政事務を運営するといふ性格のものじゃないと思つて、これは二条から当然出てくる意味から申すわけでありまして、そういう性格から申すといふ性格の機関はこれに對して指揮権を持ち、あるいは監督権を持つといふことは、これは私は性格上当然その所管大臣は一つのことに考へます。これは所轄のものにとにかくいうことを書けば、あるいはそういうことがなほつきりするかもしれないことを書かなくても、私は性格上当然そういうもの、かように考へます。

○梶原茂嘉君 私はその点は相当疑問に思ふのであります。ことに私が疑問にする理由は、ここに国会議員が入るのだ。諮問機関であれば、確とした諮問機関であればこれは何ら問題はない。しかしながら一つの行政機関として総理の管理も、指揮監督も私は可能だと思ふるのであります。そういう性格の機関に国会議員が参加するといふこと、これは立法、行政の間の混淆を招来する心配もないわけでもないのです。従つてできる限りこの調査会の性格は明確にすることが必要じゃないかと思つたからであります。

次に、この調査会がリポートを作る。そのリポートに対してはそれでは政府として、あるいは総理大臣としては、何らそのリポートには責任を持たない。それともこれはやはり政府の重要な機関であつて、そのリポートに対しては政府なり総理としては当然責任を持つのか、その点を一つお答えを願ひたいと思つて、どなたからでもけつこうであります。

○国務大臣(吉野信次君) 政府としてはその提出された報告を、これを尊重する私は政治的責任はあると思つて、

○梶原茂嘉君 そうすると普通の諮問機関と同じような性格と、こう考へていいのですか。

○国務大臣(吉野信次君) それではよろしくございまして。

○梶原茂嘉君 そうすると、きわめて重大なる事柄をこの調査会は審議をし、調査をし、リポートを出すのであります。しかしながらそれに対しては政府は尊重する政治上の責任は、これはもちろんありませうけれども、何らこれに對して拘束を受けない。従つて憲法に對する改正をどうするかと、あるいは改正の具体案をどうするか、あるいは別途にまた政府として一つの案を立てる、こういうことになるわけかどうか、その点を一つ。

○国務大臣(吉野信次君) 法律的に言へば、そういうことにはかならないと思ひます。

○梶原茂嘉君 次に、私は憲法改正に關連して簡単に承わりたい。

憲法の制定なり改正で非常に重要な問題は、私は時期の問題であると思つて、時の問題であると思つて、単に理念

的な検討なり、あるいは机上の検討で改正が必要だという結論が出て、直ちにそれで憲法の改正なり制定が志向されるとは思われない。やはり憲法の改正というふうな重要な事柄が行われるためには、それをほんとうに必要とする条件の存在ですね。いろいろの条件の存在、あるいはその条件の成熟というふうなものが当然必要であり、前提を要するであろうと思う。この時期の問題について提案者の山崎さんはどういふふうな考え方を持っておられるか、それを一つ承りたい。

○衆議院議員(山崎巖君) 梶原さんの御指摘のように、憲法の問題はきわめて重大な問題でございます。従いまして、かりに調査会におきまして、何らかの結論が出たとしても、これを実行に移す時期につきましては、あらゆる方面から十分の検討を加えまして、先ほどだんだん御質問にもありましたように、國論が非常に二分して、憲法論をめぐって遺憾な状態になるというふうなことは、私どもは絶対に避けなければならぬ。従いましてこの時期がいづになるかという問題につきましては、私どもとしましては率直に申し上げまして見通しは持っておりません。この調査会が熱心に研究されて、結果が出たとしてもその時期につきましてはまたあらためて十分の検討を要することと考えております。

○梶原茂喜君 非常に重要な問題でありますけれども、今日この憲法調査会が、この法案がかりに通れば、実施される、どの程度この調査会が機能を果たす上において時間がかかるか、これはわかりませんけれども、提案者としてはやはり憲法改正の実施を期待して提

案されたのであらうと私は思うのであります。そうすれば、ここで結論が出るれば、また政府自体が独自の案を出されるかどうか知りませんが、実施の段階に引き続いていくというふうなことを——考えることはむしろ必然のようには思われるのですが、調査は調査だ、あとはまたそのとき考えるというのではちよつとふに落ちない実感がするものであります。その点も一度一つ。

○衆議院議員(山崎巖君) 私どもの党としましては、政策として憲法改正の問題を打ち出しておりますので、これは改正の方向に向うことを希望するわけでありまして。しかしながら今回でござりまする内閣の憲法調査会は、先ほどからだんだん御議論のございましたように、憲法改正の要否並びに改正の必要ありとするならば、どういふ点を検討するかという使命を持っているわけでありまして。従いまして結論を出しますまでもに相当の私は時日を要するものと思ひます。かりに改正の必要ありとして結論が出たとしても、これを実施に移す段階になりました場合に、あらゆる客観情勢というものを十分検討して、これが実施に移すべきものだと考へるわけでありまして。その点におきましても私どもは慎重の態度をもって臨みたいと考えておる次第でございます。

○梶原茂喜君 慎重な考え方及び山崎さんの態度はよく理解ができるのであります。しかしながら一般に与えておる印象は、憲法調査会ができて、これは憲法改正の必要の有無をそこで検討するのだとは一般には考えておられない、これはそれでいいのであります。それ

に引き続いて憲法改正の実施の方向に進むであらう、という印象を持っておるわけでありまして。ところが諸般の状況というものは、現在においてもなかなか熟しておられないような感じもするのであります。たとえば山崎さんは繰り返してこれまでも言っておられるのでありますけれども、憲法の制定なり改正には国民の盛り上げる自由意思が要件だということをおっしゃる、私もその通りであると思ひます。今後この憲法改正については国民の承認を得るのである、その点においてはなるほど疑いもなく自由意思の基盤に立つことになると思ひます。しかし繰り返して言われておる盛

り上ることですね、果して今の情勢において盛り上るといふことが期待し得るのかどうか、少からず疑問だと思ひます。そういう点をどういふふうな考へておられるかというところが一つと、それからこれも提案者としてしばしばお述べになっておる点でありますけれども、独立を失つておったときに、従つてまた主権を自己に大きくな制約を受けておったときに制定された、あるいは改正された憲法というものが真実の權威というものを保持していくことに疑義があるという御見解は私もよく理解ができます。もう日本は独立したのだ、こちらで一つ検討して改正を考へようというわけでしょうけれども、独立という点については、私も日本は完全なる独立国であるという確信は持っておりますけれども、しかし世界の情勢から冷静に考えれば、まだソ連との関係は敗戦のまゝになつており、正常な国交というものは回復しておらない。中共との関係も御承知のような状況である。従つて独立

はしたものの、やはりある意味で占領当時の情勢というものが、ある意味では継続してあるとも言ひ得るのであります。言いかえれば、日本の独立といふものはほんとうにまだ正常な姿になつたとは言ひ得ないからあるものであります。こういう際に果して独立したからといふことで、憲法改正という重要な事柄を考へるべき段階かどうか、ここに一つの疑念があるわけでありまして。いま一つは、もちろん日本の憲法でありますから、日本の実態に即して作り上げられるべきことは、これは当然であります。しかし言うまでもなく、やはり憲法には世界を通じて一つの理念というものがあつて、世界情勢との関連というものは、きわめて鋭敏にかつ微妙に國民の精神に反映し、またそれが憲法に鋭敏に関連をもつてくるといふことは、これは無視できないであらう、今の世界情勢は漸次安定の方向にはいつているとはいふものの、相当やはり激動の段階にあるわけですから、こういう段階が果して憲法改正というふうな重要な問題を取り上げるのに適当な時期かどうか、これも一つの疑問であります。こういう点についての提案者の一つ御見解を承りたいと思ひます。

○衆議院議員(山崎巖君) 憲法改正の必要を検討いたしました、かりに改正は、おそらくだんだんとその方向もはつきりしてくると思ひます。そうなりますれば、その方向に向ひまして國民一般各階層に向ひまして、その憲法改正の必要あるゆゑをあらゆる機会に十分に普及徹底をする必要があることは申すまでもないと思ひます。そういう

場合にはあらゆる手段を尽しまして実行することが必要だと考えます。

第二段のお尋ねの、現在の日本は法的には独立はしておるけれども、まだほんとうの実質的の独立態勢の整備はできていないじゃないか、こういう時代に憲法の改正を叫ぶことは時期としてどうかという御質問であると思ひます。私どももただいま梶原さんの御指摘のように、サンフランシスコの平和条約の締結によりまして、日本は法律上完全な独立国になつておるのであります。しかしながら諸般の情勢を考へまして、独立態勢の整備がそれでは完全にできておるかという点になりますと、梶原さんと全く同感であります。まあ一つの例をとつて申しましても、わが國土の防衛は日米安全保障条約並びに行政協定によつてアメリカの駐留軍によつて國土の防衛に當つておる、こういう点を一つ考へてみても、私は独立態勢の整備の完成しておる時代ではないと思ひます。しかしながらこの独立態勢の整備を促進する意味におきまして、今日の段階において現行憲法に再検討をし、この調査を進めていくといふことは、私は時期としては決して不適当な時期ではなからうと考へるわけでありまして。もう調査を進める時期はきてゐるのじゃないか、こういうふうな考へるわけでございます。

○梶原茂喜君 調査を進め検討を加へる、これはおそらくだれしも異論はないと思ひます。いま一つ憲法改正について御見解を承りたいのは、憲法は何としても國の政治のあり方なり、あるいは國家のあり方等の基本的な問題について國民全体に共通する一つの

理念、これが私基盤をなすべきものだ
と思います。また国民全体を通じて、
皆がひとしく何と申しますか、納得す
る一つの論理といえますか、批判とい
うものが中核であらうと思います。現
在の憲法九十六条においても、まあ国
民の過半数が賛成すれば、それで改正
はでき上るわけでありまして。これは法
律的に言へば、それはそれでいいんだ
と思います。当然のことです。賛成すべ
きもの、しかし過半数が賛成し、半数
に近いものが反対だといふふうなこと
では、やはり多数が、今度は比較的少
数に対してこれは押しつけた憲法とい
うことに実質的にはなろうと思つて
す。どうしても大部分の国民が賛成す
るということでは私は憲法といふもの
あるべきであらう、こう思ふのであり
ます。そう数で争つてやるべきもので
はなからう、こう思ふのであります。
ところが不幸にして現在憲法の改正を
めぐつて、憲法改正促進と、憲法擁護
といふまあ二つの陣営に分かれて、相
対峙してやつてゐるわけです。憲法改
正を真剣に考えますといふと、この
姿といふものは、国民の憲法であるとい
ふ観点から言へば、まことに遺憾千
万な姿であります。こういう姿のもと
において憲法改正といふものが、私、
実行すべきものかどうか、非常に疑問
であります。「そうそう」と呼ぶ者あ
り。先ほどのお話しの中に「そういふこ
とをなくする」といふ努力は、これは当
然憲法改正の前提であり、しかもそう
いふことが現実でできて、そうして私
は憲法改正といふものが行われべき
ものであらう、こう思ふのでありま
す。これは先ほどの御答弁で、繰り返
して御答弁をいただくつもりはありま
せん。

それから最後に、一つは改正の手續
の問題であります。九十六条により
ますと、国民投票によつて、過半数
によつてきまるわけです。手続として
は、直接民意を反映するのでありま
すから、めんどりにしても、非常に立
派な手續だと思ひます。ただ憲法の各
条章はそれぞれ重要さがあつて、その
間どちらがより重要だといふ比較はこ
れは簡単にはできないと思ひます。国
民の多くも、改正すべき事項について
賛成のところもあれば、どうもこれは
反対とか、これだけではどうも賛成でき
ないといふものも、これは当然あるだ
らうと思つてあります。従つて国民
の意思を問ふ場合に、改正すべき各条
章をわけてそれぞれ問ふのかどうか。
もちろんその改正の案いかにによりま
しょうけれども、相当改正が広範囲に
亘る場合には、一括をして国民の意思
を問ふのか。それぞれわけて問ふのか
の点であります。それは私技術的には
相当重要な問題とも思ふのでありま
す。それについての一つお考えのほど
を承りたい。

○政府委員(林修三君) 結論的に申せ
ば、これはどちらでも可能じゃないかと
実は思つてゐるわけでございます。
今、梶原先生がおつしやいましたより
に、結局その憲法改正の議案が国会に
おいていかに審議されるか。その議案
の作り方の問題に期するんじゃないか
と、かように考えるわけでございますし
て、その国民に提案される議案を国会
において、いかに審議され、いかなる
形で審議され、いかなる形で国民に提
案することをおきめになるか。こうい
ふことによつてきまつてくるのじゃな
いかと思つてあります。法律的

には私はどちらでも可能じゃないかと、
かように考えております。
○井上清一君 本法案に関する質疑を
これにて打ち切り、直ちに討論採決を
望みます。
○委員長(青木一男君) ただいまの井
上君の動議に賛成の諸君の挙手を求め
ます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(青木一男君) 挙手多数、
よつて動議は可決いたしました。決し
ました。(冗談じゃないよ)と呼ぶ者
あり。
質疑は終局いたしました。これより
討論に入ります。(そんなばかな)そ
んなむちゃな話があるか(委員長横
暴)「ちゃんと手続をとつてやればいい
じゃないか」と呼ぶ者あり。お戻り下
さい。委員長は職務を妨害しないで下
さい。(妨害じゃない)と呼ぶ者あり。田
畑君、席にお戻り下さい。自席にお戻
り下さい。委員長の職務を妨害しないで
下さい。(そんなばかなことがあるか)「
早いじゃないか」と呼ぶ者あり。吉田
君、田畑君、自席にお戻り下さい。委員
長の職務に妨害がありますから、自席
にお戻り下さい。お戻り下さい。自席
にお戻り下さい。(そんなことがあつ
ていいのか)「そんなばかなことがある
か」と呼ぶ者あり。吉田君、自席にお戻
り下さい。静粛に願ひます。(そんな
形でやつてはいかんですよ)「そんなむ
ちゃな話はないよ」と呼ぶ者あり。江
田君、どうぞ自席にお戻り下さい。
〔討論々々〕「そんなことはないよ」話
し合ひをしてきめればどうなんだ」と
呼ぶ者あり。席にお戻り下さい。委員長
の職務に(休憩をして)と呼ぶ者あり。
支障がありますから、席にお戻り下さ

い。(討論々々)「席に戻るから體やか
に話し合ひをしないよ」と呼ぶ者あ
り。吉田君、田畑君、千葉君、席にお戻
り下さい。(むちゃはいかんよ)「あんま
りむちゃやくちやだ」理事會にかけても
少し話し合ひをしないのか(むちゃ
だよ)「質問がやつてないじゃないか」
と呼ぶ者あり、その他発言する者多
し。自席にお戻り下さい。委員長の職
務に妨害がありますから、お戻り下さ
い。(戻るから話だけは聞きたい)「
委員長だけで、とにかく委員會やつ
てるんじゃないよ」と呼ぶ者あり、そ
の他発言する者多し。どうぞお戻り下
さい。委員長は動議が出た場合はそれ
を取り上げることになつております。
僕の手、からだにどうして手を触れ
るんですか。仕事を妨げるのは困りま
すよ。委員長を威嚇するのは困ります
よ。(威嚇はしていない)「暴力じゃな
いですよ」青木さん、そんなことでい
いのか(呼ぶ者あり)どうぞお戻り下
さい。(戻るけれども、委員長はど過
ぎるじゃないか)「まさに陰謀じゃない
か」質疑を打ち切るなら打ち切ると、
前もって相談しなさい(呼ぶ者あり)
千葉君、戻りなさい。(戻るけれど
も、あんまりむちゃ過ぎるじゃない
か)と呼ぶ者あり。
これより討論に入ります。(相談し
なさい)「討論々々」ひと過ぎるじゃな
いか(休憩にしなさい)「そういふこと
で、あんな議論ができますか」多数の
暴力ですよ(呼ぶ者あり)討論に入り
ます。(そんな勝手なことがあるか)「
待ちなさい」と呼ぶ者あり。意見のあ
る方は賛否を明らかにしてお述べを願
ひます。(ちよつと待ちなさい)と呼
ぶ者あり。妨害しないで下さい。委員

長の職務を妨害しないで下さい。私の
机を動かさないで下さい。(討論討
論)「それじゃひと過ぎるじゃないか」
と呼ぶ者あり。委員長は動議を採決す
る責任があります。(卑怯なまねをす
るんじゃないよ。まだ質疑はあるじゃ
ないか)提案者はこれでいいのか、山
崎さん(こういふ形でやるのが一番好
ましいと思つてゐるのか)と呼ぶ者あ
り。討論のある方はすみやかにお述べ
をお願いします。(青木さん、やめなさ
い。それをやるとけんかになるじゃな
い)ですか(討論々々)「何が討論だ」待
ちなさい(呼ぶ者あり)意見のある方
はすみやかにお述べをお願いします。自席
へお戻り下さい。(相談をして委員會
を運営しなさい。一人で委員會できや
せん)「どうが」と呼ぶ者あり。皆さん
どうか委員長は職務を妨げないように
して下さい。(あなた一人で委員會を
やつてゐるわけじゃないか)「と
呼ぶ者あり」席にお戻り下さい。(議
長の職務、議長の職務といつてゐる
が……)と呼ぶ者あり。吉田君、田畑
君、自席にお戻り下さい。どうして僕
のからだに手を触れるのですか。どう
してそんなことをするのですか。(そ
んなばかな話はないじゃないか)「卑怯
だぞ、卑怯だぞ」そんな卑怯なまねを
するのじゃないよ(一人で委員會を
やつてゐるわけじゃないでしよう)「相
談をしてやつたらどうです」打合會で
やつたらいいじゃないか(參議院にお
いてはそんなばかなことは……)と呼
ぶ者あり。席にお戻り下さい。(討論
討論)「そんなばかなことがあるか」
「あまり卑怯じゃないか」相談をすれ
ばいいじゃないか(休憩して理事會で
相談しろ)と呼ぶ者あり。意見のおあ

りの方はすみやかに述べを願います。(「待ちなさい」と呼ぶ者あり)どうか。(「あなたはむちゃやじゃないか。むちゃやしているじゃないか。あんたとかにかく与党の理事だけでやっているのか、運営を」と呼ぶ者あり)田畑君、委員長を威嚇することはやめて下さい。(「あなたが威嚇しているじゃないか」と呼ぶ者あり)私の机をひっくりかえしてどうするのですか。(「むちゃやじゃないか。規則に基いてやれよ。だから相談をしてやりなさい」と言うのだ)と叫ぶ者あり。田畑君、自席にお戻り下さい。(「非常識なんだ、あなたの方が委員長になってからあなたの方が委員長というのを……」戻れというのなら、理事会を開いて相談をするならは、理事会を開いて相談をするならは……)と叫ぶ者あり。自席にお戻り下さい。(「理事を開いたらどうです」と呼ぶ者あり)田畑君、吉田君、自席にお戻り下さい。(「一人でやらないで相談したいじゃないか」と呼ぶ者あり)自席にお戻り下さい。(「そんなばかな話はないじゃないか」と呼ぶ者あり)意見のある方はすみやかに述べを願います。(「理事会を開いたらどうです」と討論々々)休憩しなさい。「こんな委員会の運営が今まであったかね」と呼ぶ者あり。自席にお戻り下さい。(「与党と二人で委員会をやっている」というのか「おかしいぞ、あなたのやり方は」と呼ぶ者あり)自席にお戻り下さい。(「戻るから休憩して相談しなさい」質疑を打ち切つて、そんなばかな話があるか」と呼ぶ者あり)意見のある方はすみやかに述べを願います。(「待ちなさい」と呼ぶ者あり)吉田君、どうして僕を威嚇するのですか。どうして威嚇するのですか。(「一

人でやっているのじゃないか」と呼ぶ者あり)どうして威嚇するのですか。(「あなたはむちゃやじゃないか。むちゃやしているじゃないか。あんたとかにかく与党の理事だけでやっているのか、運営を」と呼ぶ者あり)田畑君、委員長を威嚇することはやめて下さい。(「あなたが威嚇しているじゃないか」と呼ぶ者あり)私の机をひっくりかえしてどうするのですか。(「むちゃやじゃないか。規則に基いてやれよ。だから相談をしてやりなさい」と言うのだ)と叫ぶ者あり。田畑君、自席にお戻り下さい。(「非常識なんだ、あなたの方が委員長になってからあなたの方が委員長というのを……」戻れというのなら、理事会を開いて相談をするならは、理事会を開いて相談をするならは……)と叫ぶ者あり。自席にお戻り下さい。(「理事を開いたらどうです」と呼ぶ者あり)田畑君、吉田君、自席にお戻り下さい。(「一人でやらないで相談したいじゃないか」と呼ぶ者あり)自席にお戻り下さい。(「そんなばかな話はないじゃないか」と呼ぶ者あり)意見のある方はすみやかに述べを願います。(「理事会を開いたらどうです」と討論々々)休憩しなさい。「こんな委員会の運営が今まであったかね」と呼ぶ者あり。自席にお戻り下さい。(「与党と二人で委員会をやっている」というのか「おかしいぞ、あなたのやり方は」と呼ぶ者あり)自席にお戻り下さい。(「戻るから休憩して相談しなさい」質疑を打ち切つて、そんなばかな話があるか」と呼ぶ者あり)意見のある方はすみやかに述べを願います。(「待ちなさい」と呼ぶ者あり)吉田君、どうして僕を威嚇するのですか。どうして威嚇するのですか。(「一

り)討論の発言はございませぬか。(「待ちなさい。討論ができるか。そんなむちゃやなことがあるかね」われわれは質問しようと思つてゐるのじゃないか「休憩して相談しなさい。そんなむちゃなことあるか」そんなことは許さぬぞ」と呼ぶ者あり)井上君。
○井上清一君 討論終局の動議を提出いたします。(「そんなばかな話あるか」と呼ぶ者あり)
○委員長(青木一男君) 井上君の動議に賛成の諸君の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(青木一男君) 井上君の討論終局の動議に賛成の諸君の挙手多数と認めます。よつて討論は終局しました。(「そんなばかな話があるか」と呼ぶ者あり)
これより本案の採決をいたします。憲法調査会法案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(青木一男君) 挙手多数。よつて本案は原案通り可決されました。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十五分散会

五月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、特定郵便局長の任免等に関する特別措置法案(衆)
一、国家公務員法等の一部を改正する法律案(衆)
特定郵便局長の任免等に関する特別措置法案
特定郵便局長の任免等に関する特別措置法
(目的)
第一条 この法律は、特定郵便局長の地位の特殊性にかんがみ、特定郵便局長に關して、特別の措置を定めることを目的とする。
(特例)
第二条 特定郵便局長の任免、休職、復職、懲戒、服務、給与等については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。
(任用)
第三条 特定郵便局長は、相當の學識才幹のある年齢二十五才以上の者のうちから、郵政大臣が任命する。
2 郵政大臣は、その任命権を部内の上級の職員に委任することができ、
(任免、休職、復職、懲戒及び服務)
第四条 特定郵便局長の任免、休職、復職、懲戒及び服務については、前条に規定するもののほか、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の規定(第一条から第三十七条まで、第三十九条から第六十条まで、第六十二條から第七十二條まで、第七十三條第二項、第七十四條第二項、第七十五條、第七十七條、第八十一條、第八十四條第二項、第八十六條から第九十二條まで、第九十四條、第九十五條、第九十七條、第九十八條第四項及び第七項ただし書、第百條第四項、第百一條、第百二條、第百三條第二項及び第四項から第八項まで、第百四條から第百六條まで及び第百八條の規定並びにこれら

の規定に關する罰則を除く)を準用する。この場合において、同法第七十三條第一項中「人事院及び關係庁の長」、第八十五條中「人事院又は人事院の承認を経て任命権者」、第九十八條第二項中「人事院」及び第百三條第三項中「所轄庁の長の申出により人事院」とあるのは「任命権者」と、同法中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替へるものとする。
(給与)
第五条 特定郵便局長の給与については、特定郵便局長を國の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号)第二条にいう職員とみなして、同法の規定を適用する。
(公務上の災害補償等)
第六条 特定郵便局長の公務上の災害に対する補償及び福祉施設については、特定郵便局長を國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条にいう一般職に屬する職員とみなして、同法の規定を適用する。
(この法律の解釈及び運用)
第七条 この法律の規定を解釈し、及び運用するに當つては、特定郵便局長の地位に關し、一般職に屬する國家公務員と異なる特別の取扱がなされた趣旨に反しないようになしななければならない。
(政令への委任)
第八条 この法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この法律の施行の際現に特定郵便局長である者は、この法律の規定により特定郵便局長に任用されたものとする。

(他の法律の改正)

- 3 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の下に」及び「特定郵便局長の任免等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

- 4 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号中「第十九条」の下に「(特定郵便局長の任免等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

- 5 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「国家公務員法」の下に「(特定郵便局長の任免等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

- 6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)」の下に「及び特定郵便局長の任免等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

第七十二条の五第一項第三号中「裁判所職員臨時措置法」の下に「及び特定郵便局長の任免等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

- 7 公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「(昭和二十二年法律第二十号)」の下に「(特定郵便局長の任免等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

- 8 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「(昭和二十二年法律第二十号)」の下に「(特定郵便局長の任免等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

国家公務員法等の一部を改正する法律案
国家公務員法等の一部を改正する法律

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十七号を次のように改める。

十七 特定郵便局長
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 特定郵便局長
第十二条の次に次の一条を加える。

(特定郵便局長の給与)
第十二条の二 第一条第三十一号の二に掲げる特別職の職員の受ける給与については、別に法律で定める。

(行政機関職員定員法の一部改正)
第三条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項の次に次の一項を加える。

14 当分の間、特定郵便局長の定員については、特定郵便局長をこの法律第一条に規定する職員とみなし、同法の規定を適用する。

(公職選挙法の一部改正)
第四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 特定郵便局長は、第一項本文の規定にかかわらず、市町村の議会の議員の候補者となることができる。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 2 この法律の施行の際、特定郵便局長で、現に、休職を命ぜられていたものの休職又は懲戒手続中のものの懲戒若しくは懲戒処分を受けているものの停職若しくは減給に關しては、なお従前の例による。

- 3 この法律の施行前に特定郵便局長に対して行われた不利益な処分に関する審査については、なお従前の例による。

- 4 この法律の施行前に生じた事由に基く公務上の災害に対する補償及び福祉施設については、なお従前の例による。

- 5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十一年五月十五日印刷

昭和三十一年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局